

令和 7 年 9 月 橋本市議会定例会会議録（第 2 号）

令和 7 年 9 月 8 日（月）

議事日程第 2 号

令和 7 年 9 月 8 日（月） 午前 9 時 30 分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

順番 1	1 番 森 下 伸 吾 君	10
順番 2	2 番 板 橋 真 弓 君	23
順番 3	15 番 辻 本 勉 君	36
順番 4	13 番 田 中 和 仁 君	44
順番 5	14 番 南 出 昌 彦 君	57
順番 6	10 番 堀 内 憲 一 君	69

議員定数 18 名

出席議員 18 名

1 番	森 下 伸 吾 君	2 番	板 橋 真 弓 君
3 番	岡 本 喜 好 君	4 番	梅 本 知 江 君
5 番	阪 本 久 代 君	6 番	高 本 勝 次 君
7 番	岡 弘 悟 君	8 番	田 中 博 晃 君
9 番	堀 内 和 久 君	10 番	垣 内 憲 一 君
11 番	岡 本 安 弘 君	12 番	小 林 弘 君
13 番	田 中 和 仁 君	14 番	南 出 昌 彦 君
15 番	辻 本 勉 君	16 番	土 井 裕 美 子 君
17 番	石 橋 英 和 君	18 番	中 本 正 人 君

説明員職氏名

市 長	平 木 哲 朗 君	副 市 長	小 原 秀 紀 君
教 育 長	今 田 実 君	総合政策部長	井 上 稔 章 君
総務部長	中 岡 勝 則 君	経済推進部長	三 浦 康 広 君
		農業委員会事務局長	
健康福祉部長	犬 伏 秀 樹 君	危機管理監	大 岡 久 子 君
建設部長	石 井 隆 博 君	会計管理者兼	井 和 彦 君
上下水道部長	堤 健 君	教育部長	岡 一 行 君

消 防 長 永 井 智 之 君
選挙管理委員会事務局長 辻 本 昌 亮 君
財 政 課 長 三 嶋 信 史 君

病院事務局長 池之内 正 行 君
監査委員事務局長 岩 坪 恭 子 君
政策企画課長 辻 本 真 吾 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 笹 山 獨
議事調査係長 中 井 ユ リ

議会事務局次長 森 本 和 也
書 記 諸 田 泰 己

(午前9時30分 開議)

○議長（田中博晃君）おはようございます。
ただ今の出席議員は18人で全員であります。

○議長（田中博晃君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田中博晃君）日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、4番 梅本君、7番 岡君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（田中博晃君）日程第2 一般質問を行います。

今回の一般質問通告者は16人であります。
質問は会議規則第62条の規定により、別紙の順序により発言を許します。

順番1、1番 森下君。

〔1番（森下伸吾君）登壇〕

○1番（森下伸吾君）おはようございます。

9月議会一般質問のトップバッターになりますので、よろしくお願ひいたします。
ただ今、議長のお許しを頂きましたので、通告に従い、一般質問を行わせていただきます。

今回の一般質問としまして、ネーミングライツについてお聞きいたします。

本市の厳しい財政環境の下、単なる歳出削減にとどまらず、市有資産や事業そのものの価値を生かして歳入を確保する発想が不可欠であります。

私は2016年9月定例会において、運動公園などへのネーミングライツ導入を提案してまいりました。その際、当局からは、小規模自治体ゆえの露出度の低さ、費用対効果の不透明さ、既存愛称との整合、名称変更に伴う看板や標識の費用負担、地域イメージへの影響など、導入・継続の難しさが答弁されております。

しかしながら、本市は2022年にネーミングライツの公募を行い、現在7施設において契約を締結しております。そこで、ネーミングライツについて当局の見解をお伺いいたします。

1、命名権で得た年度別収入と総額はどれだけありますか。

2、2016年当時の課題でありました、露出、費用対効果、標識費、既存愛称、地域影響に対し、現在、当局の見解はどうでしょうか。

3、これまでの公募の結果、成立したもの、不成立になったものの違いは何だったのか。それに対しての改善点が明らかになっているでしょうか。

4、今後のネーミングライツについて、拡大する考えはありますか。

続いて、2項目めになります。用途地域「無指定」の見直しについてお聞きいたします。

本市には、法的には建築基準法で一定の歯止めがあるとはいえ、用途地域の無指定が残るエリアが点在しています。

自由度の高さは魅力である一方、住居と作業所、倉庫、資材置場などが近接し、騒音、振動、交通安全、景観の面で潜在的なリスクを抱えやすい構造であります。人口減少時代にこそ、限られた市街地を秩序ある更新に導く都市計画のかじ取りが求められています。

本市の将来世代に良質な住環境と持続可能なまちの骨格を引き継ぐために、用途地域の無指定を計画的に見直し、秩序ある更新へと進めるべきだと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

続いて、3項目になります。小・中学校における主権者教育の推進についてお聞きいたします。

選挙権年齢の引下げ以降、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちや若者が社会の課題を自分事と捉え、対話し、合意形成し、行動につなげる力を育むことが一層重要になっております。将来の橋本市を担う人材づくりの観点からも、今こそ主権者教育を進める必要があります。

小・中学校における主権者教育の推進について当局の見解をお伺いいたしまして、壇上からの質問といたします。ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（田中博晃君） 1番、森下君の質問項目1、ネーミングライツに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（中岡勝則君）登壇〕

○総務部長（中岡勝則君） おはようございます。

ネーミングライツについてお答えします。

本市では平成28年11月に橋本市有料広告事業実施要綱にネーミングライツ（命名権）の

売却を追加して導入の取組みを始め、現在7施設で契約を締結しています。

令和4年度から令和6年度は各年275万円の歳入を計上、令和7年度と令和8年度はそれぞれ330万円の歳入を見込んでおり、契約済みの総額は1,749万円となっています。

平成28年当時に想定した課題についてですが、令和4年度、令和7年度とも、本市ネーミングライツの内容が新聞等で報道されるとともに、市ホームページ、広報紙等において、ネーミングライツによる愛称を使用して愛称の普及や露出に努めており、ネーミングライツ契約者から露出に関する不満は聞いておらず、令和6年度に契約満了の上更新となった2施設について、前回より長い5年間の契約を締結するなど、費用対効果も含めて好感を持っていただいていると考えています。

また、看板や標識を変更する費用も全てネーミングライツ契約者の負担で行っており、市には費用負担は生じていません。

ネーミングライツ導入による既存愛称との整合や地域への影響については、既存愛称の使用や施設の内容が分かる愛称とするなど混乱を防止するための条件を付して募集を行っており、遠方から来られた方が同じ企業名がついた施設を取り違えたケースがありましたら、ネーミングライツが浸透した結果、大きな混乱は起きていないと考えています。

令和3年度以降、19施設で募集し7施設で契約していますが、ネーミングライツの魅力の訴求や募集対象の目新しさが成否を分けると考えており、昨年度は施設に加えて、新たにイベントやソフト事業のネーミングライツ募集も行いました。

今年度も、橋本商工会議所、高野口町商工会への新規募集施設の案内など、令和7年12月の募集開始に向け、ネーミングライツの規模拡大に取り組んでいきたいと考えています。

○議長（田中博晃君）1番 森下君、再質問ありますか。

1番、森下君。

○1番（森下伸吾君）ありがとうございます。

それでは、ご答弁を頂きましたので再質問をさせていただきたいと思います。

ネーミングライツであります、一つ目の質問で、収入に関しましては、現在、年間330万円ほど収入があり、今までの総額としては1,749万円になるということをお聞きしました。何もしなければもちろん入ってこない歳入でありますので、これは喜ばしいことではないかなというふうにも思います。

そこでなんですが、そもそもこの募集したときに金額を策定していると思いますが、その金額の根拠になった、決めた、根拠になったのはどういうことを根拠にしているのか、その点をお聞きしてよろしいですか。

○議長（田中博晃君）財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）金額設定の根拠なんですけども、本市で初めて令和3年度に募集を行ったときに、募集方法や契約方法など、既にネーミングライツを実施している自治体に問合せを行って内容を決めていきました。

ネーミングライツの金額についても、それら先行して実施している自治体において、本市で募集しようと考えている施設と規模や内容が類似した施設で設定されている金額を参考に決めてまいりました。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）近隣の自治体に聞き取りをして、それを基に調査をしていただいたということだと思います。

それによってネーミングライツの金額が決まって募集をしたわけなんですが、今、歳入として入ってきております、そのネーミングライツの歳入はどのように活用されておられるのか。なかなかお金に色がないかも分から

ないので分かりづらいかも分かりませんが、どのように、もし活用されているのが分かれれば教えていただけますか。

○議長（田中博晃君）財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）ネーミングライツによる歳入なんですけども、基本的に、ネーミングライツに関連した施設やサービスの維持管理に役立てる方針としておりまして、図書館や産業文化会館など、それぞれの管理運営費の一部としております。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）それぞれの施設の管理運営費に回しておるということだと思います。

ただ、やはり、全ての管理運営費を賄えるわけではないとは思いますので、もちろんそこは一部であります、ただ、やはり、そこに、管理費に回せるというのにはありがたいことだと思います。

では、二つ目の質問であります、2016年当初の課題、ありましたね。露出、費用対効果、標識費、既存愛称、地域影響がありました、これに対しては先ほどのご答弁ではほとんどないというようなことだったと思います。やはりこれは、当初考えていたときは、やっぱりいろんな課題といいますか、問題点があるんじゃないかと思いますが、やってみたらそれは解決できることだなというふうに感じました。

ここはやはり、なせば成るんだというふうにも思います。やっぱり強い意志を持って行動すれば何事も成し遂げられるという思いで、私もここは感じた思いがあります。ですので、ここはクリアされているのかなというふうに思います。

では、三つ目の質問になりますが、これまでの公募の結果、成立したもの、不成立になったものの、その違いがもし分かればもう少し教えていただけますか。

○議長（田中博晃君）財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）過去2回、全部で19施設募集しまして7施設契約できておるんですけども、契約できた場合とできなかつた場合、何が原因だったかなというふうなことなんですが、ネーミングライツのPR、それがどれだけ行えたかと、それから新鮮さ、その違いがあつたのかなと考えています。

令和3年度のときは和歌山市以外の紀北地域で初めてのネーミングライツということで、かなり目新しい取組みだったと考えています。また、令和3年度のときは橋本商工会議所やそれから高野口町商工会への案内に加えて、誘致企業にもネーミングライツの紹介活動を行つたことがありまして、そういうPR活動というのが契約率に影響したと考えています。

このことから、令和6年度は高野口町商工会や橋本商工会議所への案内だけで、誘致企業への紹介というのは特に行わなかつたんですけども、今年度もまたネーミングライツの募集というのを行おうと考えているんですが、その際は令和3年度同様、商工会議所や商工会だけではなくて誘致企業へのPR活動というのも力を入れたいと考えています。

また、新しい対象の掘り起こしというのも行って新鮮さも高めることで、新規契約につなげていきたいと考えています。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）やっぱりその辺、PRが大事だということだったと思います。

その辺りもPR頑張っていただきたいと思うんですが、今まで決まったネーミングライツで、決まった施設と決まらなかつた施設、その辺りのちょっと内訳を教えてもらえたならと思うんですが、分かりますでしょうか。

○議長（田中博晃君）財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）これ過去に決まつ

た施設と決まらなかつた施設の内訳ということなんんですけども、令和3年度の募集では8件を公募しまして、その内容は運動公園、温水プールのスポーツ施設が2件と、それから歩道橋が3件、あと産業文化会館、それから図書館、保健福祉センターの計8施設となつていて、そのうち図書館と保健福祉センター以外が契約できたということになっています。

令和6年度の募集では12件の公募を行いまして、その内訳は、橋本市浄水場など上水道施設が4件と、それから歩道橋が2件、それから図書館、高野口公園ということで、施設で計8件となっています。

それから、令和6年の新しい取組みとしてイベントやソフト事業での募集というのも行つたんですが、すこやか橋本まなびの日やいきいきルームなど4件のイベントソフト事業の募集も行いまして、そのうち契約できたのは図書館の1件となっております。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）ありがとうございます。

いろいろ考えていただいて、上げていただいて、今、ネーミングライツに取り組んでいただいていますが、やはり、令和6年度の募集ではなかなか決まらなかつたということでありますので、この点もやはり、もう少しPRの仕方とか対象物を考えていかなあかんのじゃないかなと思います。

先ほどの答弁でもありましたけども、さらに新しい施設であつたりとか、すこやか橋本まなびの日のようなイベントなんかも今考えておるというふうにもご答弁いただきました。

その辺り、新しい施設となると、橋本市でいえば郷土資料館であるとか岡潔の施設であるとかそういうところだと思いますし、あとイベントもいろいろ行われています。そういうところまで広げていこうとお考えなのか、

その点、お伺いいたします。

○議長（田中博晃君）財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）今後どれだけ対象を広げていくかということかと思います。

これまで行ってきた結果から、事業者の方というのは、対象となる施設などの名称というのがどれだけ日常的に露出するかや、それから、その施設などがどれだけ認知されているか、あと、その施設そのものの新鮮さ、そういうところでネーミングライツを取得しようというような意欲が変わるというふうに感じています。

そのため、今年度も新しい施設やイベントというものの掘り起こしを行いたいと考えております。特に郷土資料館、こちらは本市で一番新しい公共施設であって有望であると考えていますので、ぜひ積極的にPRをして歳入の獲得を図ってまいりたいと考えています。

そのほか、岡潔数学体験館も含めまして、スポーツ施設も含めて、それから、イベント、ソフト事業もあるんですけど、それらについてできるかどうかというところは、今、調査を行っているところでして、その結果、可能な限り、できるところについては新規募集に取り組んでいきたいと考えています。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）イベントなどはやはり、どうしてもほかの、いろんな企業との協賛もありますのでなかなか難しい点はあるとは思いますが、ただ、やはりそこもやってみないと分からないところもあると思いますから、ここは一度協議していただいて、もしできるのであれば挑戦していただきたいなというふうにも思います。

ほかの自治体のネーミングライツなんかを調べておりますと、例えば大きな施設とかは、例えば市民会館とかであれば、大ホールと小ホールの名前をそれぞれネーミングライツを

分けている場合があつたりします。

本市でも、運動公園であれば、例えば競技場のほうと、あと例えばテニス場、テニスコートとかいう形で、産業文化会館でもホールのほうと温水プールというような形で分けることも可能かなと思いますが、そういった考え方とかはお持ちではないでしょうか。

○議長（田中博晃君）財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）運動公園のテニスコートやグラウンドなど、他市の行われているところがあるように、規模が大きいところで分けて募集できないかということだと思うんですけども、過去に行った中でも、例えば産業文化会館については令和3年度募集を行って契約できたんですけど、その際にホール貸館部分とプール部分を分けて募集する検討も行いました。

その結果なんですが、一つの建物で分けて募集した場合、全然違う企業名などがついて、そういうことは避けたいという施設所管課の意見がありまして、セットで愛称を募集してネーミングライツ料を設定したという経緯があります。

今後なんんですけども、運動公園のグラウンドとテニスコートなどを例えば分けてネーミングライツを募集した場合に、愛称露出の効果が下がらないかや、そもそもネーミングライツ料の増収につながる、こういったことがあるかというのを検討して、メリットが見込める場合はまた次回募集時に行っていきたいと考えています。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）その辺りもまた調査・研究をしていただいて、可能であれば取り組んでいただければなと思います。

今、ご答弁で次回更新の話も出ましたが、今、物価高騰でもありますし、維持管理費も上がってきてていると思います。そういう面で

は今のネーミングライツ料をそのまままた引き継ぐのかどうか、そこも少し協議が必要じゃないかなと思いますけども、その辺りのお考えはいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）次回更新時にネーミングライツ料を上げられるかということだと思うんですけども、物価や人件費などが上がってきてまして、実際に維持管理費というのも上がってきています。

のことからネーミングライツ料の見直しというのを行いたいという考えはあります。あるんですけども、令和3年度に募集して令和4年度に契約したものについて、ネーミングライツの契約者は契約満了のときに更新の希望を申出することができて、その更新の希望を受け入れて更新を決定したときは新たに公募をしないと、こういう内容があります。

この内容を盛り込んだのは、一度決まった愛称をできるだけ長く親しんでいただくために設けたんですけども、結果として、公募を行わないことで適正な金額というのが設定が難しくなるという場合も考えられます。

そのために、昨年度、歩道橋2件が契約の更新を迎えて契約を結び直したんですけど、そのときから更新希望を申出できるという内容を削除して、契約期間の満了時は全て新たに公募するという内容に見直しを行っています。

今度、令和8年度末に契約満了を迎えるのが4施設あるんですけども、この施設については更新希望の申出というのができる内容となっていますので、そういう申出があった場合は、どうすれば愛称露出の効果を高めることができてネーミングライツの魅力をアップすることができるのか、こういったことも考えさせていただきながら、こういうこともするのでネーミングライツの増額というのを行

いたいというような協議をしたいと考えています。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）一番最初に契約した当初と比べて、やはり今、いろんな状況が変わっておりますし、その辺りは柔軟に改正しないといけないところはしていただきたいなというふうにも思います。

先ほどもありましたように、広報のほうに頑張っていただきたいので、できればやはり、市内の施設ですから市内の業者にネーミングライツ、命名権を取得していただきたいんですが、やはり募集してもなかなか来ないという場合であれば、市外の企業、事業者にもちょっとPRをしていかなあかんのじゃないかなというふうに思います。

そういった面で、ほかの自治体ではネーミングライツばかりを集めたサイト、インターネットでホームページ、ポータルサイトなんかを活用しているところもあります。そういうサイトを活用するというお考えはいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）市外事業者へのPRとして、そういうネーミングライツのポータルサイト活用というのは考えられるのかということかと思うんですけども、橋本市では過去の募集は市のホームページや公式LINE、それから商工会議所や商工会などへのリーフレットの配布ということでPRを行ってきました。

今、認識しているところでは、他市でも本市に類似したPRというのが中心で、ネーミングライツのポータルサイトで募集を行っているという具体的な事例というのは現時点では確認はできていません。

ポータルサイトを仮に活用した場合の内容もちょっと調べたんですけど、初期費用とし

ては成果報酬が契約総額の10%から15%ほどかかるということや、あと、具体的な市外企業へのPR活動として、メールなどでそういう営業活動のサポートを受けた場合も別に費用が要るなど費用負担があるということです。

のことから、他市で具体的に有効に活用されているという事例も調べた限り確認できていませんで、その効果というのも明確でないと考えておりますので、現在のところは民間ポータルサイトの活用ではなく、従来のやり方に加えて誘致企業へのPRなど、こういうことに努めて規模拡大を図っていきたいと考えています。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）いろんな形でPR頑張っていただきたいとは思うんですが、そもそもこのネーミングライツに、企業が今、命名権を買って契約していただいているが、その企業といろいろ話合いもしていると思うんですが、なぜこの橋本市のネーミングライツ、命名権を買っていただいたか、その理由も聞いていただいていると思うんですが、その点はちょっとお伺いできますか。

○議長（田中博晃君）財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）どういう目的でこのネーミングライツ、命名権を取得しているかということなんですけども、やはり認知度の向上というところが一番大きいと伺っています。その認知度の向上によって職員など、そういう募集に、人材の獲得につなげていきたいというのが強い動機やということで伺っています。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）企業にとってPRできる絶好の機会でもあると思いますので、やはりそういった面で、企業が自分とこのやっぱり社員募集をしてもなかなか来ないときに、そういったネーミングライツで命名権を取つ

ていることでPRになるということは一つの方法だと思いますので、その点もどんどんアピールしていただければなと思います。

特に今、橋本市にこうやって企業誘致、新しく来ていただいている企業とかにとては、この橋本市にPRする絶好の機会でもあると思いますので、その点も訴えていってもらえたならというふうに思います。

我々議員もいろいろこの場でいろんな提案をさせていただきますが、その都度、皆さん方、当局からは、いや、財源がないんですという話をいつも聞かされます。

ですから、歳入を増やすためには、市の税収だけではなくて稼ぐという意識をしっかりとこれからも持つていかないといけないんじゃないかなというふうに思います。その一つがこのネーミングライツだと思いますので、さらにPRを頑張っていただきて、市の財政にプラスになることを期待しまして、私の一つ目を終わりたいと思います。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、用途地域「無指定」の見直しに対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（石井隆博君）登壇〕

○建設部長（石井隆博君）用途地域「無指定」の見直しについてお答えします。

本市には、議員ご指摘のとおり、都市計画区域内に用途地域が定められていない無指定区域が存在しています。この区域では、住居や飲食店、小売店舗や工場など多様な土地利用が混在しており、地域の産業活動や商業の発展を支える一方で、適切な規制がないことによる住環境への影響、交通安全の問題、景観の悪化など、様々な課題が内在している状況です。

特に、危険性や環境を悪化させるおそれが大きい工場などに関しては、住民の生活環境

への影響が懸念されており、対応が必要であると認識しています。

ただし、用途地域の見直しには既存の事業活動や建築物との調整及び地域特性など規制導入に伴う課題への配慮が必要であるため、早急な対応が難しい状況ではありますが、本市としてはこのような都市課題への対応をまちづくり全体の目的や戦略の中で位置づけ、適切なタイミングで段階的に検討を進めていく必要があると考えています。

今後も住民生活の質向上と地域の活力維持を両立するため、用途地域に関する課題を調査し、検討していきますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（田中博晃君）1番 森下君、再質問ありますか。

1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

この質問をするにあたって、いろいろと調べさせていただきました。橋本市の用途地域について、皆さんも見ていただくことができるサイトがありますので、ちょっとモニターを見ていただければなと思います。

インターネットで「橋本マップ」と検索すると、この画面が出てきます。これ皆さんインターネットで見ることができます。左側に「都市計画情報」というところがあります。こちらをクリックしていただきますと、このように都市計画、用途地域を表した地図がこういうふうに出てきます。

市役所の周辺を見ていただくと、このように色づけされております。赤い部分は商業地域とかという形で、国道沿いはずっとそういうふうな指定をされております。一方、旧高野口地域のほうを見ますと、このようにほとんど真っ白であります。

なぜなのかということもありまして今回の

質問をさせていただいたんですが、その前に、用途地域というのはどんなものがあるのかということで調べました。ここにありますように、13に区分されております。

それぞれ区分されておりまして、一番右端が用途地域の指定のない区域、いわゆる無指定のところとなります。例えば、一番左側にあります第一種低層住居専用地域でありますと、一番上の住宅に関しては丸がついていますが、そのほか店舗や事務所、遊戯施設とか工場とか、ほとんどがバツになっております。一方、無指定区域を見ますと、一番右になりますが、ほとんど丸の状態になっています。

ここでやはり問題になるのが、この一番下の五つですか、になります。これ何かといいますと、工場、倉庫とかになります。特に、危険性や環境を悪化させるおそれがある工場とか、悪化させるおそれがある工場なんかも、ここでは丸がついているということであります。

ですから、確かに自由ではありますが、こういった、いわゆる危険性が大きい、環境やそういうものを悪化させるおそれがある工場が来る危険性があるんだよということであります。

そこで、じゃ、一体、橋本市の都市計画はどのように進められているのかということで調べてみましたが、第2次橋本市都市計画マスタープランというのが令和5年3月に制定されています。

この本になりますが、これを見て、いろいろと見ておりますと、21ページにこのように書いています。都市づくりの主要課題について書かれております。

ちょっと長くなりますが、読ませていただきますと、「本市では、合併後も橋本都市計画区域と高野口都市計画区域の2つの都市計画区域が存在します」と。「国においては、『市

町村が合併した場合の都市計画区域の指定は、当該合併後の市町村が同一の都市圏を形成している場合には、合併後の市町村区域が、同一の都市計画区域に含まれるよう指定を行い、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行うことが望ましい』とされています」と。

「また、県が策定している「紀北都市計画区域マスタープラン」では、『市町村合併（橋本市、高野口町）に伴い、橋本都市計画区域、高野口都市計画区域を一体の都市として整備・開発及び保全する必要があるため、都市計画区域の統合を推進します。』とされています。このため、2つの都市計画区域の統合を進める必要があります」とここに明記されています。

「このため、高野口地域では、用途地域や特定用途制限地域等の指定検討に取り組む必要があります」というふうに書かれていますし、そのため、「用途地域が定められていないため、住居と工場が混在する地域が多く見られます。また、市内にはミニ開発や太陽光発電施設等の立地が見られます」というふうに明記されております。

その点を踏まえまして再質問をさせていただきたいと思います。

今のところも挙げさせていただいたんですが、市としまして、そもそもこの無指定地域である高野口地域などの用途地域を指定する考えがあるのかどうか、まずそこをお聞きしたいと思います。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）用途地域を指定する必要性については、必要があるというふうに認識をしております。ただ、指定することによる影響というのも非常に大きなものがありますので、なかなか短期的には達成は難しい課題であるというふうな認識であります。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）もちろん、簡単に行くものではないとは思います。いろいろな問題があると思います。その一つとしてやっぱり、そこに住んでいる住民の合意が必要であると思いますが、住民の合意を取るためには、具体的にどのように進めるべきだと考えますか。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）住民との合意形成についてお答えします。

市民と行政が協力をして、共に取り組むことで初めて円滑に進むものだというふうに理解しております。ですので、市としては誠意を持って取り組む姿勢というのを大切にしていきたいと考えております。

まずは、ホームページなどを活用して適切に情報提供をするというところから合意形成の第一歩が始まると考えております。

そこから住民アンケートですかパブリックコメントを活用して意見を募り、また、都市計画審議会からもご意見を頂きながら、慎重に進めることで合意形成が図られるというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）そのようなプロセスを踏みながら住民合意を取っていく必要があるというふうにも私も思います。

ですので、高野口地域、ほとんど無指定が多いんですが、市として例えばこの無指定地域で優先順位などを、ここからまずやっていきたいというような優先順位があるかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）進め方の優先順位なんですかども、土地利用ということを考えるに当たりまして、市としてはまず来年度から立地適正化計画の策定を進めたいと考え

ております。

この立地適正化計画といいますのは、少子高齢化ですか人口減少に対応した持続可能なまちづくりをめざして、例えば居住誘導区域であったり都市機能誘導区域といった区域設定を行って、効率的な土地利用の推進を図ることを目的とした計画となっております。

この計画を基に具体的な区域設定ですか土地利用に関する方向性を明確にして、用途地域指定の検討へつなげていければというふうに考えております。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）ありがとうございます。

そういう形で、優先順位も決めながらということだと思うんですが、用途地域を指定するまで、具体的にどういったプロセス、順序が必要なのか、その点も分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）用途地域指定のプロセスについてご説明させていただきます。

まず、用途地域の指定では、まずは地域の土地利用の現状ですか課題について正確に把握するというところから取り組む必要があると考えております。

まずは、どういった建物がどう混在しているのか、また、交通事情ですか景観上の課題は何なのかなど、様々な観点から調査・分析を行います。

次に、アンケート調査などで市民の皆さまの希望とか、あと、抱える問題などをきちんと把握しながら、適切な土地利用の在り方について検討を行います。

その結果、用途地域の指定が必要であり、また、実現可能と判断した場合は、計画案を作成して、縦覧ですか公聴会、あと、都市計画審議会での審議を経て用途地域の指定に至るという流れになります。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）そういうプロセスを踏みながら着実に進めていただきたいと思います。

この質問をするにあたって、無指定であつて問題がないのかということをすごく疑問に思いました。現在、無指定であるがゆえに、いろいろな、住民からの苦情とかそういうものは来ていないのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）苦情ということですが、令和6年と、今7年の途中ですけども、今現在、用途地域内からのそういう苦情とご相談というのが8件、用途地域外からは10件というふうに聞いております。

以上です。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）やはりそこを、苦情もやっぱり来ておるということであれば、住民にとってはやはり住環境を脅かされているというところもありますし、皆さん方、対応する職員の皆さん方もやはりそこまで対応しないといけないということで、大変苦労も多いと思います。

そういう面でもやはり、用途地域を指定するということは乗り越えなければならない問題もたくさん多いとは思いますが、しかし、マスタープランの冒頭でも市長がこのようにおっしゃっておりますが、「このまちを将来にわたって持続的に発展させていくためには、まちが有する自然や文化、歴史を生かしながら、コンパクトで効果的なまちづくりに取り組むことで、安全で快適な住環境を整えていくことが重要であると考えております」というふうに書かれております。

私も同意見でありますし、次の世代へ、希望を持ってこのまちに住み続けてもらえるた

めに、また、今住んでいる方が安心・安全に暮らせるように取り組んでいくことが我々としても大事じゃないかなというふうにも思います。

今、市長のお言葉を挙げさせていただいたので、もしこの点でもし市長のお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（田中博晃君）市長。

○市長（平木哲朗君）森下議員の質問にお答えします。

以前から、県のほうからも指摘はされてきております。ただ、やっぱり高野口がなぜ無指定やったのかというの、パイル産業があったということで、あちこちに染色工場であったり織物工場であったり、それはやっぱりまとまとたところにではなくて点在してきていた、町の経済を支えてきたのがそういう織物業であったというような問題があったのかなということで、当時、高野口町政の皆さんもそこを指定してこなかったのかなというふうに思います。

今、パイル織物のほうも徐々に縮小化されてきて、問題は、特に染色工場のところが難しいかなとは思いますけども、いずれ用途地域を、ここは工業地帯やという、工業地帯はなかなかつくれないですけども、そういうふうなところの用途がはっきりして、ここは人が集まる場所やというふうなことも考えていく必要があるかなと。

また、あと10年もしたらコンパクトシティという考え方も、山手から人に下りてきてもらうというふうな、そういうコンパクトシティというふうなこともこれから10年20年後には考えていかなあかんという問題もありますので、できるだけ、これから都市計画審議会とも相談をしながら、高野口町の用途地域の指定というのを改めて、立地適正計画もつくらないけませんけども、そういうところはし

っかりと前へ進めていきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目3、小・中学校における主権者教育の推進に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（今田 実君）登壇〕

○教育長（今田 実君）おはようございます。

小・中学校における主権者教育の推進についてお答えします。

主権者教育は、国や社会の問題を自分たちの問題として捉え、主体的に考え判断し、行動できる主権者を育成する教育です。

平成28年12月の文部科学省中央教育審議会の答申において、選挙権年齢の18歳引下げを踏まえ、責任を持って政治に参画する国民の育成が学校教育にとって極めて重要であるとされました。

そのため、小・中学校段階から体系的な主権者教育を充実させることが求められ、社会参加を前提とした法や規範、政治・経済に関する知識の習得、課題解決に向けた協働や合意形成の力、さらには社会形成に参画する力を育成することが重視されています。

教育委員会としても、児童生徒が社会の一員として、自らの役割を自覚し、社会の課題を主体的に考え、対話や協働を通じてよりよい社会づくりに参画する力を育むことは極めて重要であると認識しています。

本市の小・中学校では、学習指導要領に基づき教育活動全般を通じて、社会の形成者に必要な資質能力の育成を図っています。

小学校社会科においては、自然災害から人々を守る学習の際に、地域の関係機関や住民が協力して対処する必要性を理解し、将来の災害に備え、地域社会の一員として自らが協力できることを考える学習を行っています。

中学校社会科では、日本国憲法や政治・経

済に関する知識を深めるとともに、多角的に考える力、公正に判断し議論する力、社会参画の態度を育成し、社会との関わりを実感させています。

さらに、特別活動においては、身近な社会での課題解決や合意形成を体験することにより、人間関係の形成や社会参画、自己実現を図り、学級活動や生徒会活動、学校行事への主体的な参画を通じて主権者意識を醸成しています。

加えて、地域の方々との交流や協働活動、地域課題を題材とした討議活動、租税教育の出前事業など、多様な取組みを通じて社会参画の意識を高めています。

今後も、子どもが生活や地域の課題に関心を持ち、それらを自分事として捉えることができるよう、学習機会の充実にも努めてまいります。

○議長（田中博晃君）1番 森下君、再質問ありますか。

1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）ありがとうございます。
それでは、再質問させていただきます。

今、いろいろ教育委員会のほうでも学校施設のほうでも取り組んではいただいていると思いますが、先ほどの答弁の中に、地域の方々との交流や協働活動というふうにもありました。具体的にどういうことをされているのか教えていただけますでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）地域とつながった主権者教育の取組み例として、学校と地域が連携・協働して取り組んだ活動、二点余り紹介させていただきたいと思います。

一つ目として、災害をテーマとした活動、地域のハザードマップや防災のパンフレットを作成したり、地域住民の方々と協力して避難訓練や防災訓練を実施したりする例がござ

ります。これらの活動を通じて、児童生徒一人ひとりが地域の一員として自分の役割を経験し、貢献できたという実感を抱くことができます。

このことによって、単に防災知識を獲得するだけではなくて、社会の一員としての自覚というのを養っていく、また、自らの手で地域社会をよりよくしたいという気持ちの醸成につながるものと思います。

また、もう一つの活動としては、地域清掃の活動です。地域の方々からの呼びかけに応じまして、河川や駅舎の清掃活動に参加している例もあります。

こうした活動は地域自治的な組織を運営されている方々の思いに直接触れる貴重な経験となると思います。また、世代を超えた多様な人々と協働するという活動にもなっています。地域社会の生活を地域の人みんなで向上させていくという態度を育むことにもつながっていると思います。

とにかく、知識、理解だけではなくて、体験を通して自分がどれだけ社会と関わっている、自分が社会に貢献できているというようなことを小さいうちから経験させること、そういうことを大事にしている例です。

以上です。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）ありがとうございます。本当にそうやって地域とともに主権者教育に取り組んでいただいていることは本当にありがたいことだと思います。

ここからはもう私の提案みたいになるんですが、全国市議会議長会というのがあります。そこで主権者教育に力を入れていて、専用のリーフレットを去年、実は作成しました。このような「フリーレンたちと学ぶ地方議会」とかいう形で、これインターネット、市議会議長会のホームページを見ていただくと、こ

れがダウンロードできるようになっています。

もうご存じのように、皆さん方は知らないかもわかりませんが、フリーレンという有名な人気の漫画をモチーフにしてこのような、地方議会についていろいろと説明をしていただいている。

こういったリーフレットをもっともっと活用していただくというのはいかがですか。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）私もそのリーフレットを見せていただきました。初めてそのキャラクターというのを私自身は知ったわけなんですけれども、子どもたちにとってそういう身近なものを取り入れながら作られたリーフレットかなと、そんなふうに思います。

こういったなじみのあるものを掲載することによって興味・関心を持つことというのはすごく大事なことだと思いますし、また、政治や議会に対する関心を高める上で有効なツールになるかなと思います。

私としても、こういったものがあるよということを学校にお知らせする中で、学校の教育活動、教科書にもそういうことはきっちり載っていますし、そのことで学んでいるんですけれども、プラスアルファとして学ぶ教材として紹介していくことができたらと、そんなふうに考えます。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）ありがとうございます。

特にこのリーフレット、これいいのはこの裏にQRコードがここに載っています。このQRコードを読み込んでもらえば、より深く地方議会のことが実は載っているんです。

このリーフレットだけではちょっと物足らんなど私も思っていますが、このホームページに行っていただくとたくさんの情報が載っていますので、ぜひともこれ見ていただければなど、学校のほうでタブレットありますか

ら、これ読み込んでいただいて見ていただければなというふうに思います。

さらには、我々議会を身近に感じていただくためにも、これ議会の承認は頂いていませんので怒られるかも分かりませんが、例えば社会見学の一環として、この議場に子どもたち来ていただいて見学していただくというようなツアーなんかを組んでいただくというのはいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）小学校中学年の学習として、こういう役所とか公共の施設、そして、自分たちの社会を、住んでいる社会を支えている、そういう施設のことを学ぶというような、そんな学習があります。その際には、市役所に来ているところを見学する中の一つとして、ここも見学させてもらっているケースが既にございます。

こういった経験というのは、高学年でも政治・経済のことを学びますし、中学生になつても公民の分野で学ぶことがあるので、こういったことにつなげていくことができるかなと、そんなふうに思っております。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）ありがとうございます。

近くの、特に小・中学校でしたら、やっぱりこの市役所に来て見学をしていただいているというのを、確か市長の部屋にも行っていただきて面会していただいたというのがフェイスブックに載っていたと思いますが、そのついでじゃないんですけど、もちろんそのことも踏まえて議場のほうにも足を運んでいただいて、さらにこの議場を知っていただきたいというふうにも思います。そうやって身近に感じていただくことが一つ主権者教育にもつながっていくんじゃないかなと思います。

学研の教育総合研究所というところがあります。ちょっと話はそれますが。「2024年 小

「学生の日常生活・学習に関する調査」の結果をそこで発表いたしました。その中で、保護者が子どもに就いてほしい職業ランキングというのを実は発表しております。

第1位は何だったと思いますか。皆さん方、どうでしょうか。親が子どもに就いてほしい職業は何かというランキングなんですが、実は1位は公務員なんです。皆さん方は公務員になります。

皆さん方、自分の子どももどうかなと思うかも分かりませんが、実は安定した収入や福利厚生の充実などから、保護者からは自分の子どもには公務員になってほしいということで、人気を集めた要因になっているのかも分かりません。

では、反対に、ある企業が子どもに就いてほしくない職業アンケートというのを取りました。そのアンケート結果はどうなったかというと、1位がユーチューバー、2位が芸能人、3位が自衛隊、4位が政治家がありました。

ですから、なかなかこの政治家、この政治、ここはもう政治の成り手不足にもつながっていくかとは思いますが、やっぱり自分たちの住んでいるまちをよくするためにには議会とか選挙とか行政に関わることがとても大事なんだよということをもっともっと知ってもらいたいと思います。

そのためには、よりこの政治を身近に感じていただいて、行政を身近に感じてもらうことが大切だと思いますので、そのためにも、教育の現場でより一層、主権者教育が深まっていただこうことを希望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（田中博晃君）1番 森下君の一般質問は終わりました。

この際、10時40分まで休憩いたします。

（午前10時28分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番2、2番 板橋君。

〔2番（板橋真弓君）登壇〕

○2番（板橋真弓君）皆さん、おはようございます。2番手、頑張ります。

ただ今、議長のお許しを頂きましたので、通告に従い、一般質問させていただきます。

今回も3項目あります。

まず、一つ目、男性のHPVワクチン接種の独自助成について。

HPVワクチンは世界59か国で男女とも公費接種が可能であり、G7で男性のみ対象外となっているのは日本のみです。男性も咽頭がんや肛門がん等を発症し得ることが知られており、18歳から35歳男性の約8%が高リスク型HPVに感染していることが報告されています。

女性は無料で接種可能である一方、男性は6万円から10万円の自己負担を要し、費用が接種の大きな障壁となっています。基本的にHPVは性交渉で感染するので、対象を12歳から16歳男性を加え、男女ともに接種することで、子宮頸がんもより効果的に抑えることができると考えられます。

現時点で60以上の自治体が任意助成を実施しています。本市においても若年男性への独自助成を実施し、がん予防と健康寿命延伸に資するべきではありませんか。

二つ目、子宮頸がん検診にHPV検査の導入を。

子宮頸がん検診において従来の細胞診の感度は65.8%にとどまりますが、HPV検査は93.3%と高精度であり、がんや高度異形成をより確実に発見できます。

H P V陰性の場合は次回検査を5年後とで
き、受診者の負担軽減や受診率向上、医療費
削減に資することができます。一方、偽陽性
や過剰診断、精密検査への心理的負担などの
課題が指摘されており、検査体制の整備や医
師会との調整が不可欠です。

WHOや先進国の多くで導入が進められて
おり、日本も国際基準に沿った体制整備が求
められています。本市においても、現行の細
胞診に加え、H P V検査を選択肢として導入
し、安心して受診できる環境を整えるべきで
はありませんか。

最後、三つ目です。(仮称)橋本市新しい学
校づくり推進計画について。

少子化により学校の小規模化が進む中、子
どもたちの多様な教育的ニーズに対応し、よ
りよい学習環境を整えるため、令和6年4月
より始まった第2期橋本市立小中学校適正規
模・適正配置基本方針は、その後の説明会・
意見交換会での意見を踏まえ、本年4月にそ
の一部が見直されました。

現在、教育委員会は学校再編推進室を設け、
第2期基本方針を基に(仮称)橋本市新しい
学校づくり推進計画の策定に取り組んでい
ます。先日、ワークショップが開かれ、今後、
パブリックコメントなど広く意見を募りなが
ら策定を進めています。現在の進捗状
況と今後の取組みについてお伺いします。

以上、私の壇上からの1回目の質問とさせ
ていただきます。ご答弁よろしくお願ひいた
します。

○議長(田中博晃君)2番板橋君の質問項
目1、男性のH P Vワクチン接種に対する独
自助成に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長(犬伏秀樹君)登壇〕

○健康福祉部長(犬伏秀樹君)男性のH P V
ワクチン接種に対する独自助成についてお答

えします。

子宮頸がんの発症予防を目的としたH P V
ワクチンは令和3年11月から積極的な接種勧
奨が再開され、定期接種及びキャッチアップ
接種として、女性の対象者に対し接種が実施
されています。

議員おただしのとおり、H P Vウイルスが
感染する男性の疾患として、肛門がん、性感
染症の尖圭コンジローマなどがあり、ワクチ
ン接種により感染予防が期待できます。

これまで国内で男性向けに承認されていた
H P Vワクチンは、肛門がんと尖圭コンジロ
ーマの予防を目的とした4価H P Vワクチン
のみでしたが、令和7年8月に子宮頸がんを
予防する9価H P Vワクチンの効能効果に肛
門がんの予防などが追加され、男性への接種
が可能となりました。

欧米では男性にも定期接種化が進んでおり、
国内で独自の助成制度を設けている自治体も
あります。自治体が接種費用を助成すること
により費用面では個人の負担が減り、接種し
やすくなることで、がん予防や感染症予防に
つながると考えますが、予防接種法に定める
定期接種とされていないため、予防接種健康
被害救済制度による補償が受けられない問題
があることから、本市において助成制度を設
けることは現在考えておりません。

H P Vワクチンの男性への接種については、
国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科
会において定期接種化に関して審議が継続中
であるため、有効性や費用対効果などを含め、
国の動向を注視してまいります。

○議長(田中博晃君)2番板橋君、再質問
ありますか。

2番板橋君。

○2番(板橋真弓君)それでは、再質問させ
ていただくんですけれども、その前にH P V
ワクチンの内容について、ちょっとモニター

を見てください。

これはH P Vワクチンの世界の接種状況ということで、149か国の中でもH P Vワクチンが接種されております。そして、この濃い色のところの59か国が男女ともに公費で接種をしているところです。G 7のうち接種できていないのは日本のみということで、ブルーの薄いこれが、女性だけが打っているという地域です。

続いて、対象世代へのアンケート結果ということで、認定N P O法人フローレンスというところの調べでは、男性のH P Vワクチンは必要だという人が86.8%あります。男性へのワクチンに対してハードルが高いと感じるところはどこですかという質問に対しては、費用面、自己負担がハードルになっているということで、71.6%となっております。

続いて、令和6年3月8日には予防接種推進専門協議会、27団体、字が小さくて分かりにくいとは思うんですけども、日本小児科学会とかいろんなそういう機関からの要望が上がっております。

ヒトパピローマウイルスによるがんは子宮がんだけではありません。このブルーになっているところが男性が罹患するところであります。

咽頭がん、つんくなんかが咽頭がんになられたと思うんですけども、年間3,766名の方が罹患されて、死亡者は1,146人ということになっています。肛門管がん1,068人罹患中、死亡者が513人、陰茎がんが541人罹患のうち176人という結果が出ております。

先ほども申しましたけれども、18歳から35歳の男性のうち8%の方がハイリスクH P Vに感染しているということで、こういうがんを発症する確率が高い人が8%もいるということになっております。

ここで注目したいのが、今年の4月にH P

Vワクチンの男性への任意接種開始ということで、県内の有田市の産院で中3の方に50名先着ですけれども全額助成ということで、この院長が私費を投じて行うことにされたそうです。すごいニュースになっておりました。

そして、こっち側は医院から出されている、右のほうがそういうパンフレットなんですが、結構詳しくいろんなところがありまして、またインターネットでも調べていただければ分かると思いますけれども、救済制度についても結構詳しく載せていただいております。

次に、H P V男性接種独自自治体ということで66自治体が挙がっています。ちょっと資料としては見にくいんですけども、近郊としては天理市、それから河内長野市も全額無料ということで行っております。これ天理市で、こっち側が。

助成の中身は全額助成もあれば半額とか、それぞれの自治体によって決めるというような形になっております。

予算については女性と同じ対象で、先ほど部長の説明にもありましたように、4価ワクチンが5万円から6万円、シルガードという9価ワクチン、最近承認されたんですけども、それが8万円から10万円ということで、予算に合わせて助成金とか自己負担、先ほども申しましたようになっております。

だいたいその自治体がどれぐらいの予算を設けてはるかというようなところは、平均でその対象人口の1%から2%の形で、受けれる人がなかなか少ないというようなこともあって、掛けるの最大で10万円とか最大6万円というような形で計算ができると思います。

とにかく、先ほども申しましたけれども、このH P V独自助成を実施してはいかがでしようかという、答弁にはちょっと定期接種をというお話をだったんですけども、以上でモニ

ターは終わります。

本来の再質問に入らせていただきます。

接種対象者を12歳から16歳の男性として費用助成を想定した場合、対象人数、それと接種費用はどれぐらいになりますか。

また、定期接種化されている女性のH P Vワクチンの対象人数と接種率を教えてください。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）まず、対象者の人数についてですけれども、令和7年3月末の住民基本台帳の人口で、12歳が238人、13歳が269人、14歳242人、15歳237人、16歳280人であり、合計で1,256人となります。

そして、接種費用についてですが、今申しました対象者数全員が9価ワクチンを使用し、14歳以下が2回の接種、15歳以上が3回の接種を行うと想定した場合、約8,700万円の接種費用というふうになります。

続いて、女性の定期接種の対象者数及び接種率ですけれども、令和6年度の実績で、年度末の年齢が、12歳が207人、13歳が233人、14歳219人、15歳192人、16歳220人の合計1,071人で、接種率は約13%というふうになっております。

以上です。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。

定期接種されている女性が13%というふうに計算してみると、シミュレーションとして、1,100万円程度の予算になると、男性に当てはめてみたら、8,700万円、全員が受けたということになると思うんですけども、実際にはもっと低い受診率になると予想されます。

参考までに、実際に独自助成をしている66の自治体の予算を調べてみて、対象人口の1%という形で計算をしてみます。そうすると、橋本市の男性対象者が1,256人として、一

番高い9価ワクチン3回分受けて10万円という形で、全額助成すると仮定した場合は、その予算は125万円という程度になります。

このぐらいの予算ならというふうに思うんですけれども、しかしながら、市単独の独自助成は行わない理由として、先ほどもおっしゃったように、予防接種健康被害救済制度による補償が受けられないという答弁でありましたけれども、有田市のその医院でちょっと調べたところによりますと、任意接種でも補償が受けられるというふうに読んだんですけども、助成することはできないんですか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）確かに、議員がおっしゃられますように、女性の接種率などを基にして考えると、接種費用というのは先ほどお答えさせていただいた金額よりも圧縮されるというふうに思います。

ただ、助成を行わない理由としましては、先ほどお答えさせていただきましたように、H P Vワクチンの男性への接種については現時点で予防接種法に定める定期接種と位置づけられていないことから、予防接種健康被害救済制度による補償が受けられない問題があるというところでございます。

予防接種法に基づく定期接種により健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

一方、予防接種法に基づかない任意接種によって健康被害が生じた場合は、議員のただ今ご質問いただいたところもありましたように、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることができます。ただ、その場合、補償の額というのが予防接種法に基づく補償に比べて、給付の種類によっては同程度のものもありますけれども、もう

だいたい2分の1程度というふうになります。

このようなことも踏まえながら、市が実施する予防接種については、接種後の副反応や健康被害が問題となる場合もあることから、市民の安全性について考慮し、慎重な対応が必要であるというふうに考えております。

引き続き予防接種法に基づく定期接種化への動向を注視してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）救済の方法が2分の1ということで、なかなかその辺に踏み切るということは難しいとは思います。

そこで、定期接種になれば、国のように取り入れていただくというか、ワクチン接種を行っていただけるというふうに取ったんすけれども、国のように働きかけを行う予定はありますか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）国の厚生科学審議会の分科会において引き続き定期接種化の議論がなされるよう、国に対して要望していきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。もう一日も早い定期接種化に向けて、私たち市議会議員といたしましても国への陳情等で働きかけていきたいと思いますので、ご協力どうぞよろしくお願ひいたします。

これで一つ目を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、子宮頸がん検診にHPV検査の導入をに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（犬伏秀樹君）登壇〕

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）子宮頸がん検

診にHPV検査の導入をについてお答えします。

子宮頸がんは早期発見と予防が可能な疾患として、適切な検診の提供が重要です。

議員ご指摘のとおり、従来の細胞診に比べてHPV検査は精度が高く、また、検査結果が陰性の場合、受診間隔が5年となることから、市民の負担軽減や受診率の向上、さらには医療費削減に貢献する可能性があります。

しかしながら、一方で課題として、過剰診断や誤って陽性と診断される偽陽性による心理的負担の増加が挙げられています。

また、HPV検査は検査結果によって次回の検査時期や検査内容が異なるなど複雑性があることから、検査が適切に行われているかの検証が求められます。

そのため、厚生労働省の指針では、検査実施主体は導入に対する研修などの受講、受診者の情報と健診結果を保存するデータベースにより対象者の受診状況の長期追跡が可能であること、都道府県、地域医師会や検診実施機関などの理解と協力が得られること、住民への普及啓発などの要件を全て満たす必要があります。

HPV検査の導入にあたり必要となるこれら要件、また、課題について、今後、調査・研究を進めていきますので、ご理解願います。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君、再質問ありますか。

2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）それでは、再質問をさせていただきます。

先ほどモニターに映っていました子宮頸がんなんんですけども、年間1万7,200人の女性が子宮頸がんになって、3,000人もの女性が亡くなっています。これはがんの統計の2023年の資料による数字でございます。

早期発見、早期治療のためには、検診はと

ても重要なと思います。現在の子宮頸がん検診の検査方法である細胞診の、今、本市の現状を教えてください。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）国が定めるがん対策推進基本計画では、受診率を算定する対象年齢は20歳以上69歳以下というふうにありますので、その対象年齢における本市の子宮頸がん検診の受診率を申し上げますと、令和5年度では22.1%、令和6年度では22.7%というふうになっております。

なお、今年度より受診率の向上を目的に、集団検診において子宮頸がん検診を受診できるように、今年度は9月21日日曜日の1日ではございますけれども、実施を予定しております。

若年層を中心に個別の医療機関での受診に抵抗感がある方もいることから、他の検診メニュー、今回の場合は乳がん検診と一緒に受診することにより受診に対しての心理的なハードルが低くなり、受診していただきやすくなるのではないかなどというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）集団検診を今年からされるということで、それはもうすごく、聞いてよかったですなというふうに思います。やっぱり産婦人科に行くのってちょっと抵抗が、私たちでも抵抗がありますので、ましてや未婚の若い女性などは本当に病院に行くのも、妊娠したんちやうかと間違われるんちやうかとかいろいろなことを考えると思いましたので、やっぱり集団検診で受診できるということはすごくいいことだなというふうに思いました。

ここで日本の状況といいますか、口頭でちょっと説明というか、したいんですけども、第39回がん検診の在り方に関する検討会の資

料において、これは2023年7月の時点の数字ですけれども、日本と韓国以外の欧米諸国はHPV検査を全て導入、併用するところもあるんですけども、導入しています。

受診率というのはどの国も高くて、ほぼ70%前後というふうになっています。それにしては、日本のというか、先ほどおっしゃっていただいた22.7%ですか、はかなり低い数字と言えると思います。

令和5年度の全国の平均値を調べてみると15.8%ということで、本市はその点に比べればかなり受診率が高いというふうには思うんですけども、さらに、国の目標として60%をめざすというふうにしているので、なかなか差は埋まりにくいように思っていますけれども、今年度よりの集団検診、すごいいい取組みだなというふうに思います。

そこで、受診率向上に期待したいんですけども、集団検診の予約状況というか、子宮頸がん検診の予約状況は今どうなっておりまですか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）検診の予約枠が60名なんですけれども、既に満員というふうになっております。その申込み枠のうち、20代から40代の方というのは約4割を占めています。

以上です。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）60名の予約はあつという間に埋まったということで、この9月21日ですよね、日曜日ということで来やすいのかなということも考えます。

これこの検診が、子宮検診、すごい好評であつたら、その検診枠というのを増やすことができたり、あと若い人、4割と言われていましたけども、若年層の検診枠を増やすことというのはできますか。

私が思いますに、要望としてなんですけども、どのお医者さんが来るかは分からないんですけども、できれば女医さんのはうが助かるなというふうに思いますので、これはちょっと要望として言っておきたいと思うんですけども、その点についてお答えください。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）まず、集団検診の委託事業者の実施の体制の関係で、集団検診の実施日そのものを増やすというのは現在難しい状況なんですけれども、例えば、現状の集団検診の実施日に子宮頸がんの検診を追加することありますとか、実施日を若年層が受診しやすい日程、例えば今年度のように日曜日に設定するなど、受診率向上に向けて今後もよりよい運営手法を検討してまいりたいなというふうに考えております。

今ご要望いただきました女医さんというところについて、今、今年度どのような状況になるかというのはちょっと私、把握できていないんですけども、今後、先ほど検討する内容にその辺りも含めまして検討していくたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）細胞診についてはそのような形で努力をしていただけるということで、ありがとうございます。

令和6年4月からHPV検診導入にあたって厚生労働省のほうから推奨してくれることになりますて、厚生労働省は2段階の計画として打ち出されておりまして、20代というのはがんができる自己免疫によってがんが消滅する可能性が高いということで、20代は細胞診、30代以上はHPV検査を推奨しています。

国立がん研究センターの発表では、現在の子宮頸がん検診の経済的負担額というのは年

間約640億円というふうに言われています。また、未受診の理由の第1位に「忙しいから」という理由があるそうです。30代の細胞診の2年に1回というのが、HPV検査を導入すると5年に1回というふうになって、さらに経済的な負担の軽減や受診率の向上につながると考えますが、本市のHPV検査のコストは幾らぐらいと考えられておりますか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）コストをはじめ、HPV検査の実施にあたりましては医師会、医療機関との協議が必要でございまして、現状ではまだ試算というのは出せない状況でございますので、その点、申し訳ございませんが、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）HPV検査はなかなか、たくさんの要件とかがあるようで、先ほどのご説明にもあったんですけども、HPV検査を実施するための課題というのは、具体的にはどんなことが課題になるんでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）課題についてでございますけれども、HPV検査は30歳から60歳の方が対象となり、検査結果が陰性の場合、以降は5年に1回の検診という形になります。一方、陽性となった場合は細胞診を実施することになり、そこで確定精査不要、いわゆる陰性というふうになった場合は、1年後、追跡検査としてHPV検査を実施することになります。

このように、HPV検査を検診の手法に加えた場合、30歳から60歳までの子宮頸がん検診は、細胞診を受診して次の検査が2年後の方、HPV検査を受診して結果が陰性で次の検査が5年後の方、受診結果が陽性で1年後の追跡HPV検査が必要な方など、次回の検

診と検診内容に複数のパターンが生じてまいります。また、それに伴う受診券の発行などの事務も加わることから、HPV検査陽性者に対する長期の追跡を含む制度管理がかなり複雑となってまいります。

これは全てのがん検診に言えることなんですけれども、事前準備から検診終了後のデータ分析までの過程が適切に行われていないと、受診者にとって利益よりも不利益が増大してまいります。HPV検査の導入には様々な要件をクリアする必要があるんですけれども、特に管理体制づくりというのが大きな課題であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）なかなか制度設計というかが複雑というか、1年ごとに再検査じゃないんですけど、というような形で個人差が表れてくるというようなこともありますので、事務負担もそれによってはかなり増えるのでしょうか。その辺のことはちょっと分かりました。

HPV検査の精度が高いがゆえに、偽陽性となる人というのは確率が細胞診よりも高くなるというデータがあるというのも調べて分かっています。偽陽性となる確率はちなみに、10万人当たりの細胞診が5,200人に対してHPV検査は9,400人ということで、2倍の人が陽性に診断される可能性があるということで、偽陽性となった場合は先ほど言わされたように毎年追跡検査を待つということで、受ける受診者の側にとっても不安で、えっ、大丈夫なのかなという不安が増してしまうというデメリットがあるということも分かっています。

まずは現行の細胞診で、先ほどおっしゃっていただいた子宮頸がん検診の受診率向上に力を入れていただきたいというふうに思います。その上で、HPV検査の導入についても、現時点でのHPV検査の費用の試算はできない

ということですけれども、かなり費用の負担軽減にはなるかというふうに思っておりますので、その辺の軽減のことも含めて、管理体制づくりなど調査・研究を重ねて検討していただくことを要望して、二つ目を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目3、（仮称）橋本市新しい学校づくり推進計画に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）（仮称）橋本市新しい学校づくり推進計画についてお答えします。

本計画は第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針を包含した計画となり、教育委員会では本計画の策定に向けて、教育委員会議や府内検討委員会などで検討・協議を重ねています。

また、市立小・中学校の全教職員を対象とした「（仮称）橋本市新しい学校づくり推進計画に係る教職員アンケート調査」や市民参加型の「新しい時代の学校を考えるワークショップ」を実施し、幅広く意見を収集しています。

現在、これらの貴重な意見を参考にして、子どもにとってよりよい学習環境を構築できるよう、（仮称）橋本市新しい学校づくり推進計画の策定に取り組んでいるところです。

この推進計画の主な内容は、計画策定の目的や計画期間、学校教育でめざす子ども像、重点目標に沿った新しい学校づくりの方向性、重点目標の実現に向けた学校施設機能の整備、中学校区別の学校再編計画、学校跡地の活用方針などの構成で検討しています。

今後は、これらを包括した計画案について、より広く市民の皆さんからご意見を頂くためのパブリックコメントを実施する予定です。その上で政策決定を行い、市議会へ報告いたします。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君、再質問ありますか。

2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）それでは、再質問をさせていただきます。

その前に、特に3項目めの、第2期橋本市小中学校適正規模・適正配置基本方針について、私たち有志の議員で、児童の保護者、それから未就学の保護者、教職員、区・自治会の皆さんから広くご意見をお聞きするべく、アンケート調査をさせていただきました。

8月中旬から下旬にかけてさせていただいたんですけども、お時間もない中、ご協力いただきました皆さんに、この場をお借りいたしまして心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。おかげさまでトータル1,000以上の回答を頂きまして、特に教職員の皆さんにおかれましては全職員の半分以上の皆さんのご意見を伺うことができました。

なお、このデータは教育委員会ともデータ共有をしております。ぜひともこれからの中学校づくりに活用していただければというふうに思っております。

これがアンケートで、QRコードを読めるようになっていまして、このように一応データ化して、資料として議員で共有、教育委員会とも共有させていただいております。

それでは、（仮称）橋本市新しい学校づくり推進計画についての再質問をさせていただきます。

まず、はじめに、再編統合に反対する嘆願書や署名が提出されていますが、その対応はどのようにされましたか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

まず、「境原小学校の地域住民の合意を得ない学校再編反対する署名」につきましては7月22日に、また、「恋野小学校存続の嘆願書」

については8月1日に、それぞれ提出者の方との懇談の場を持ち、市及び教育委員会として再編統合を考えていることを丁寧に説明し、理解を求めました。

境原小学校の懇談では、地域を思うがゆえに、再編統合の取りやめや再編統合に伴う心配事などのご意見を頂きました。再編にあたっては様々な立場の方からご意見を聞きながら、子どもの数がさらに減少する中で、子どもたちにとってよりよい教育環境へつながるよう再編統合を進めたいとの説明をさせていただいたところです。

恋野小学校の懇談では、最終的には、保護者の声を踏まえ、市の判断を推したいとの回答を頂いたところです。ただし、交通安全の観点から道路拡幅などの強いご意見を頂いております。

以上でございます。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）嘆願書、たくさんの署名を集めて市の方に嘆願を行ったわけですが、実際に対面でお話を聞いていただけで返答されたということで、私たちイメージとしたら書類で頂くいただくのかなというふうに思っていたんですけども、一旦、皆さんにちゃんとお答えというか、教育委員会としての立場でお話をさせていただけたことはよかったですかなというふうに思います。

続いて、住民アンケートで一番不安が多かったバス通学、統廃合の通学手段について、次の四点についてお聞きします。結構細かいですけれど。

令和10年度統合計画に入っています隅田小学校と恋野小学校についてのルート、それから行き帰りの便数、バスの種別、安全対策、教師の負担、それから財源も含む予算、それから経路等について、現時点でどのように想定をされているか。

続いて2番目。特に隅田小は、国道ルート、国道路線バスですね。山内・平野ルート、新たな恋野ルートが増えますが、小学校前が。

○議長（田中博晃君）板橋さん、一問一答なので、1個ずつ。

○2番（板橋真弓君）そうですか。では、隅田と恋野の便数とかについてお願ひします。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

現行の隅田小学校のスクールバスにつきましては、ルートは河瀬・学校間の国道ルートと山内・平野・下草・学校間の山内・平野ルートがまずございます。

便数につきましては、行き便は、国道ルート3便、山内・平野ルートは1便、帰りは両ルートとも3便です。

バスの種別につきましては、国道ルートの1便目と3便目は大型バス、国道の2便目と山内・平野ルートは中型バスでの対応となっています。

それから、安全対策と教師の負担ですが、行き便の乗車時は保護者の方や地域の方の見守りをいただきまして、降車時は教職員が受け入れ対応しています。

帰りの便の乗車時は、4月の下校指導期間中は教員が対応いたしまして、降車時は保護者が見守りをいただいている場合もございます。

運行予算につきましては、バス車両の調達、管理、運行業務全てを含んだ委託費としまして、令和6年度決算は約1,596万円で、財源につきましては普通交付税措置、バス1台当たり約619万円がございます。

なお、再編統合で増える恋野ルートの運行経費は、概算であります約860万円、これも普通交付税を財源を見込んでの数値となっております。

それから経路につきましては、これは現段

階の素案でございますが、河南道路の上田、中道、赤塚から農免道路に入りまして、恋野地区公民館前から恋野区集会所、恋野小学校、隅田小学校というような形で案を考えておるんですけども、こちらは今後の先の統合準備会や関係者の皆さんと詳細を詰めていきたいと考えております。

現段階では以上です。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）登下校、恋野も増えるので、ルートは、確実に増えていくので、小学校が混雑するというふうに単純に考えても考えられますが、ちょっと遠いですと帰りしな、迎えに保護者の方が来られたりということで、道沿いでは大変迷惑になるというようなことがあります。その点に対する対策というのは考えておられますか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

恋野ルートが増えることに伴う混雑の対策につきましては、例えば運動場や民地を借りまして乗降場所を設置する必要があると考えております。小学校前の安全対策につきましては検討しているところです。

以上です。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）バス通学に関して、今も結構、運転士不足というのが言われているんですけども、スクールバスの運行業者の人の人材確保とか事業所なんかは確保できるんでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

運転士不足の問題につきましては事業者からも深刻な問題とお聞きしております。そこで、教育委員会としましては、市外の業者にも広げまして運行事業者に相談を行っているところで、事業者の確保に努めております。

現状ですけども、何とか運行事業者を確保できるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）恋野と隅田はもう3年後を切っていると思うので、本当に現場の先生方というのはかなり不安な思いもされているでしょうし、保護者の方もバスの確保というか、がスムーズにいくのかというのをちょっと不安視されている声が一番多かったというふうに思っています。

先ほど、交付税措置とかということでバスの予算というのは一定挙げていただいたんですけども、スクールバス全体、これからまた先増えてくると思うんです。予定されているのはあと三つありますし、その辺の運行経費というの予算のほうはいけるんでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

スクールバス全体についての経費のおただしなんですけども、現行の隅田小学校のようにバス車両の調達や管理、運行業務を一括で委託する方法や、橋本中央中学校のように運行業務のみ委託する場合、あるいは路線バスの活用など、各中学校区で運行形態が複数あります。

ですので、バスの種別やルート、走行時間や走行距離などによって運行経費が大きく違ってくるため、現時点で具体性のあるスクールバス全体の経費はお示しすることはいたしかねる状態でございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）今、全体というのは、物価もいろいろありますし、出せないというのは分かります。当面というか、一番近々にある恋野とのことということで、試算されて、

先ほどの分、試算されていましたけども、それとあと、駐車場というかロータリーというのか、の部分も費用はかかるくるとは思うんですけども、その点は大丈夫でしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）必要な経費ですので、財政当局とも協議をしながら、ここは進めさせていただく、進めていくべきと考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）それでは、次の質問です。これ多かったんですけども、紀ノ光台について、その取扱いといいますか、方向性がはつきりとしていない。先には延びたんですけども、ある程度、説明会においても、教育委員会が決めるというのではなくて、いろいろなご意見を聞いて、学校選択制の方法もあるというふうにたしかおっしゃっていたと思うんです。

境原と城山小の再編統合の際に、どっちに行くかによって児童数というのは変わってくると思うし、中学校も分かれます。そのことについて、現時点ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

現状での指定校は城山小学校となるんですけども、再編統合の説明会に際しまして、隅田小学校への学校選択の方法もある旨をお伝えさせていただきました。

2期方針の学校再編の見直しによりまして目標年度が延びたことを受けまして、紀ノ光台の自治会でも、再編統合年度の予定年度から全員同じ学校へ行くのか、あるいは選択できるのかというような議論がなされております。

8月には自治会の役員と懇談を行いまして、

来年春にも同じく懇談を予定しております。地域の方や保護者の方の意見をお聞きしながら、考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）いずれにいたしましても、校区は教育委員会が、住民がこう言うだからというんじやなく、最終的にはその意見を拾い上げて、教育委員会がこのようにしますというふうにしっかりと決定していただきたいというふうに思います。

次の質間に移ります。

市内全体の整合性からということで、再編統合の予定のときまで紀ノ光台にスクールバスは出しませんよというふうに言われていたと思います。

しかしながら、昨今もう本当に夏場の熱中症対策も限界があると思います、暑過ぎて。再編統合にかかわらず、紀ノ光台も含めて、市全体でスクールバスによる通学支援を検討すべきではないですか。

今回、アンケートの中でも、検討委員会の委員をはじめ、住民の皆さんから早急な対応の要望を頂いております。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

これまでも夏場の熱中症対策に限界がある中でのスクールバスのご意見は頂いております。気象条件が年々厳しくなっている中、再編統合とは別に、通学環境の改善を行うにつきましては、市内全体のバランスの取れた運用などを、再編とは別の枠組みで検討が必要かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）財源の問題があるとは思いますけれども、児童の健康とか安全面に

配慮するという意味でも、できるだけ早く検討のほうをお願いしたいと思います。

続いて、学童保育についてです。

境原小学校と城山小学校の学童の運営自治体は違っています。N P Oと単独という形になっています。境原小学校の学童の方々のご意見としては、なかなか、境原小学校やから今、運営やってるんやでみたいなご意見があるというふうに思います。その点について、どのようにお考えですか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えします。

今回、境原小学校と城山小学校の再編の案のみ、学童保育の運営団体が異なっております。そのため、両学童の意向確認や協議が必要となります。

この再編統合案では学校の場所を城山小学校としておりますので、境原小学校の学童の運営団体の皆さんや保護者の意向を聞いて、できる限り意向に沿った形で実施できるように考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）お願いします。今、現在、境原小学校は学童もどんどん増えている状態ですので、それまでの間もしっかりと意見を聞いていただければと思います。

続いて、教員への影響ということで、今回、教員アンケートを取らせていただきました、独自に。教員アンケートによると、懸念事項として、88.3%の人が「児童の転校に伴う環境の変化」を1位に挙げています。次いで、65.5%の方が「スクールバス利用に対する教員の負担」というのを挙げています。

1クラス35人から30人になると、「支障を感じる」教員はというと67.2%。教育効果が高い1クラスの人数というのは、一番多かったのが「19人から10人」、これが65.6%。「29人

から20人」は65.6%となっていました。

統合することで1クラスが35人から30人というふうになってしまう場合もあると思います。また、スクールバスへの対応、業務量が増えるというようなことが多くの教員からも上がってきております。

統合後の学校には教員の加配もあると思います。余剰となる教員も出てくるのではないでしょうか。廃校となる教員は職場環境も変わって、市内の教員定数からすれば他市へ移動するという場合もあると思います。

再編統合に伴って、教員の配置など見える化をしておけば皆さんも理解しやすいのではないかと思うんですけども、その点については、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）ただ今のご質問にお答えします。

もうご存じのことかと思いますけれども、教職員の数というのはそれぞれの学校の学級数に応じて配置されます。ただ、その定数以外にも、学校の状況に応じて加配という形で配置できるよう、私たちも学校と協力する形で書類を作成し、要望を上げていく。その中でそれぞれの学校の教職員数というのは決まります。

ですから、学校の統廃合あるなしにかかわらず、毎年、人事異動の時期になれば、それぞれの学校の学級数に応じた教職員の配置をどうしていくかということを私たちは県教育委員会と協議していきますので、通常の人事異動の際の協議の中でそのところは吸収していくことができるかなと、そんなふうに思っているところです。

ただ、先ほどアンケート結果の状況も教えていただきましたけれども、教職員が不安を抱えていることについてはそれまでに説明する機会を持ち、どういう形でというのは具体

的にはお示し今はできませんけれども、管理職ともその辺りは協議しながら進めていくことができたらなと、そんなふうに考えております。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）今、本当に提案しようと思っていたことを、まさに教育長が言っていただいたのであれなんんですけども、ある程度の、どこが閉校になるとかというようなことも、実際、今、業務に追われていて、そこまで考えられてない教員の方も多いのではないかと思いますので、ある程度、職員配置のシミュレーションというのはしておくべきだと思いますし、それを周知していただくというようなことが必要かと思います。

再編統合を実際に進めるにあたっては、管理職だけじゃなくてというふうに今おっしゃっていただいたんですけども、やはり移つてからもかなり、落ち着くまで二、三年かかると思いますし、それまでの準備も大変だと思いますので、その辺のこともしっかりと踏まえた上で、できたら秋休みとか、今度あると思うんですけど、夏休みはちょっと無理やけど、策定されるまでに、ちょっと教員の方のご意見がたくさん上がっています、そういうことも共有して、パブリックコメントの前ぐらに聞いていただけたら一番、子どもたちにとってよりよい学習環境を構築することができる橋本市新しい学校づくり推進計画になるのではないのかなというふうに思いますので、お忙しい中とは思いますけれども、ぜひとも教員の皆さん一人ひとりのご意見、職場環境が変わると思いますので、その点も覚悟しておいてもらって、子どもたちのためにしっかりと働いていただけるようにご尽力いただけますように要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君の一般質問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時38分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番3、15番 辻本君。

〔15番（辻本 勉君）登壇〕

○15番（辻本 勉君）皆さん、こんにちは。

ただ今、議長のお許しを頂きましたので、一般質問を行います。

大変暑い中、たくさんの方、傍聴いただきまして、本当にありがとうございます。ご苦労さまです。

今回は二点なんですけども、メインは2番目の市長に対しての質問なので、一つ目につきましてはできるだけ簡潔に、いい答弁を頂きたいなど、このように思っています。

それでは、始めます。

まず、一つ目、消防団員に対する夏服の貸与についてであります。

地球温暖化の影響とも言われていますけれども、今年は特に暑く、梅雨も早かったということで、もう6月頃から気温が30度を超える、また、35度以上の猛暑日が何日も続く毎日であります。そして、全国的にも熱中症による救急搬送が、例年に比べ今年は非常に多い夏となりました。

そんな中、消防団員の皆さんにおかれましては、市民の生命と財産を守るべく日々活動いただいておりますし、このことについては心より感謝を申し上げたいと思います。

酷暑の中での活動は大変であります。現在貸与されている制服は、消火活動には適していますが、夏場の他の活動には適していると

は言えません。そして、消防団員が熱中症になるおそれもあります。

そこで、消防団員にも消防署員と同様の夏服、例えば半袖ポロシャツを貸与すべきと考えますが、当局の考えを尋ねます。

続いて二つ目、本日のメインでありますけども、平木市政3期目及び12年間の総括と今後（次期市長選）についてお伺いいたします。

本市は平成18年に高野口町と合併いたしました。来年の3月1日には合併後20周年という記念すべき日を迎えます。合併後、木下市政が2期、それから平木市政へと替わり、約11年半になりますけども、大変厳しい財政状況の中で、平木市長の下、職員、議会とも一丸となって新しいまちづくりに全力を挙げてまいりました。

平木市政3期目も残り約半年となり、来年3月、3月22日と公表されていますけども、来年3月の市長選挙を控え、3期目だけではなく3期12年間の総括をし、新しい橋本市のまちづくり構想を立てる時期となりました。

当初から想像以上の財政難ということで、思いのままに市政運営ができず苦労されたようですけども、そのような中で将来に向けて厳しい改革を進められ、これは一般市民からも少し不満の声もありましたが、今の橋本市があります。市長自らどのように総括されていますか。また、これから橋本市、橋木市政についてどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

まず、一点目は平木市政の総括。毎回、各1期2期終わるごとに質問していますので、特に今回は3期目について総括をお願いしたい。

続いて二つ目、今後、令和8年度以降の橋木市政について、新しいまちづくりへの思いをぜひとも聞かせていただきたい。

続いて三つ目ですけども、来年、先ほど言

いました3月22日投開票と言われています市長選挙、実施予定の市長選挙への出馬意思についてお尋ねをいたします。

壇上からの質問は以上で終わります。

○議長（田中博晃君）15番 辻本君の質問項目1、消防団員に対する夏服の貸与に対する答弁を求めます。

消防長。

〔消防長（永井智之君）登壇〕

○消防長（永井智之君）消防団員に対する夏服の貸与についてお答えします。

今年の夏は昨年を上回る厳しい暑さが続き、消防団員の皆さんには、猛暑の中、火災や風水害の対応、また、地域における訓練や広報活動など多岐にわたる消防活動にご尽力していただいている。

議員のご指摘のとおり、現在貸与している活動服は酷暑の環境には適しておらず、夏季の訓練や軽微な活動において、通気性や吸水性に優れたポロシャツなどを活動服に加えることは、消防団員の身体的な負担を軽減し、熱中症のリスクの低減を図る上で必要と考えます。

今後は消防団員の意向を十分に伺いながら、導入に向け進めてまいります。

○議長（田中博晃君）15番 辻本君、再質問ありますか。

15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）ありがとうございます。大変良い答弁を頂きましたので、再質問は一応ないんですけども、一点だけお願いしておきたいなと思うんですけども、これが、今日、消防長にお借りしたんですけども、消防署員のポロシャツです。もう夏場はこういうのを着られておるんです。今は皆さん、こういうのを着ておられます。

聞くところによると、高野口方面隊については何か夏場、Tシャツを作っていると聞い

ているんですけども、橋本方面隊はないようなので、いい答弁を頂きましたので。

私はこういうポロシャツが一番いいと思っているんですけども、それぞれ消防団員の方の考え方もあるので、その辺につきましては答弁どおりに消防団員と十分な打合せをしていただいて、意向に沿った形で速やかに貸与できるようにお願いしたいと思います。お願いで結構でございます。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、平木市政3期目及び12年間の総括と今後（次期市長選）に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）それでは、辻本議員の質問にお答えします。平木市政3期目及び12年間の総括と今後（次期市長選）についてお答えします。

私が市長として就任させていただいた平成26年4月からこれまでの約11年半の間、市民の皆さまからの信託にお応えできるよう、初心を忘れることなく、現場主義、市民協働、誠実・公平・奉仕を政治信条に、全力で市政運営に取り組んできました。

振り返りますと、1期目では、特に厳しい財政状況の中で、財政健全化を図りつつ、市民の皆さまが安全に安心して暮らせる施策を推進してまいりました。

2期目では、「住んでよかった」「住みたくなる」が実感できる「元気なまちづくり」をスローガンに、市民の皆さまとともに多くの事業に取り組みました。

そして、3期目となる現在では、2期目からの施策を継続しつつ、ポストコロナ時代の社会変化に即した「未来に向けた挑戦と変革」をテーマに掲げ、本市の魅力を磨きながら、世代を超えた市民の絆を大切に、持続可能で元気な橋本市をめざしてまいりました。

5年先、10年先を見据えた元気なまちづくりができるよう、これまでに六つの政策を柱として、様々な事業に取り組んできたところです。

一つ目の柱である「将来に向けた持続可能なまちづくり」では、行財政改革、市民協働の推進、DXの導入などを軸とした取組みを展開し、住民サービスの向上と効率的な行政運営を両立させる施策を進めてきました。

特に財政の健全化には力を入れ、就任当初非常に悪化していた財政状況を、平成28年度から5年間で約48億円に及ぶ削減効果を生み出し、健全化を達成することができました。これもひとえに市民の皆さま及び議員各位のご支援とご協力、また、職員の努力のたまものであると感謝しています。

また、安定した財政運営のための歳入の確保策として、市税収納率の向上や法的措置を視野に入れた債権回収の仕組みを構築し、未利用地の処分や公共施設へのネーミングライツ制度を導入しました。

また、ふるさと納税の返礼品として地場産品を採用し、積極的なPRを行うことで、令和5年度には過去最高となる5億6,400万円ものふるさと応援寄附金を達成しました。

市民協働の推進については、県内初の自治基本条例である「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」を制定しました。さらに、市民が参画する「橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会」を設置し、この条例の検証などをするとともに、市民協働の推進体制を整備し、市民と行政が情報を共有することで、一体となって課題解決を図る土台が築けたと思っています。

DXの導入については、橋本市DX推進計画を策定し、行政手続きの電子化や電子入札、電子決済等の導入を進めることで、市民の皆さまの暮らしの利便性を向上させるとともに、

職員の事務効率化にもつながりました。

二つ目の柱である「にぎわいと活力のあるまちづくり」では、にぎわいと活力を生み出すため、産業振興、企業誘致、農業振興、シティプロモーションなどの各分野で官民一体となった取組みを推進してきました。

まず、産業振興では、官民連携の下、「はしまとブランド」の構築に取組み、地場産品と中小企業の技術力を組み合わせた新商品の開発支援も進めました。また、自治体間交流や全国・海外への販路開拓を推進し、トップセールスにおいても特産品PRを行うことで本市の産品の認知向上を図りました。

企業誘致の成果としては、45社が操業を開始し、地元雇用は1,114人を創出、市税収入も大きく増加しています。また、完売した紀北エコヒルズに続き誘致を進めるべく開発したあやの台北部用地では、令和6年12月から分譲手続きを開始しており、現在、全15区画のうち9区画に申込みがあり、2社との進出協定を締結するなど、地域活性化の原動力となっています。

農業振興では、橋本市農業振興条例を制定するとともに、橋本ふるさと便の事業により送料を支援することで、市の特産物のよさを市内外のより多くの人に知ってもらうことができ、併せて農産物のインターネット販売を支援するなど生産者をサポートする体制を強化してきました。また、高野山麓精進野菜のブランド化を推進し、農業者の生産意欲を高めることとなりました。

交流人口や関係人口の増加に向け、シティプロモーションに力を入れるとともに、移住定住の促進のため、住宅取得補助金制度や空き家活用支援策を整備し、新婚生活支援なども加味したことにより、平成28年度から令和6年度末までに1,175人の移住者を迎えることができました。

三つ目の柱である「教育との連携により子育てにやさしいまちづくり」では、教育と福祉の連携を進め、行政による切れ目がない子育て支援と地域全体で子どもを育てる体制づくりにより、子どもの健やかな成長を支えることができる子育てに優しいまちづくりを進めてきました。

まず、子育ての経済的負担を軽減するため、子どもの医療費助成については段階的に対象年齢を18歳まで引き上げ、令和6年度には所得制限の撤廃により、全ての子育て世帯に対し医療費の全額を助成する体制を整備しました。

また、現在の社会情勢を踏まえ、老朽化した保育園・幼稚園を統廃合し、両方のよさを生かしながら、それぞれの機能を持つこども園として、橋本こども園、応其こども園、学文路さつきこども園、山田さつきこども園、紀見こども園の5園を順次整備し、受入れを開始するとともに、0歳児保育や延長保育などの幼児教育及び保育の環境を拡充しました。

また、児童発達支援事業所たんぽぽ園を新築移転し、さらに令和6年度から延長保育を開始しました。子どもたちの発達の支援と豊かな成長をめざすとともに、保護者の皆さまが利用しやすい環境を整えました。

また、産前・産後から18歳までをきめ細かく支援できる体制づくりが必要であると考え、早期に子育て世代包括支援センターを設置するとともに、令和3年度には家庭教育支援室を開設し、幅広い支援体制を構築しました。

私は市長就任時より、教育現場と保育、医療、福祉行政の連携強化が最も重要であると考え、虐待や不登校などの課題解決をめざし、個別の子どもや家庭に対する支援にも力を入れてきました。

さらに、子どもの居場所づくりについては、平成29年度に子ども食堂への支援を開始し、

現在、地域での取組み拡大により、14か所での運営に至っています。これからは地域食堂とすることで、子どもだけではなく、高齢者を含む世代交流が促進され、地域が一体となった居場所づくりにもなると考えています。

四つ目の柱である「地域全体で支えるまちづくり」では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進してきました。

まず、地域全体で高齢者の生活を支える体制を整備するため、地域包括ケアシステムを構築しました。介護予防事業を充実させることで健康寿命を伸ばし、その結果、介護保険料の引下げにつながりました。

さらに、市内10か所に第2層協議体を設置し、生活支援コーディネーターを配置することで、地域住民が協力して助け合う体制づくりを進めました。

また、福祉サービスでは、介護度の高い高齢者や障がい者世帯へのごみの福祉収集のほか、令和3年度から子育て世帯などへの紙おむつ収集を開始するなど、福祉サービスの拡充を行いました。

介護や子育て、障がい、生活困窮などの複合的な相談に対応するため、重層的支援体制を整備し、全ての市民が安心して必要な支援を途切れることなく受けられる体制を構築しました。

また、自治会組織の高齢化や担い手不足を解消し、持続可能でよりよい地域社会をめざすため、持続可能な地域コミュニティ発展交付金（SDGs交付金）を創設し、地域課題の自主的な解決を支援しました。令和6年度からはプラス5として、地域ごとの特色を生かした事業に対して交付金を上乗せし、区・自治会が主体的に取り組む活動の後押しができたと考えています。

また、令和3年度より橋本市部落差別の解

消を推進する条例を施行し、市民一人ひとりの人権意識を高め、共に生き、共に支え合う地域社会の実現をめざしました。

加えて、男女共同参画を促進するとともに、橋本市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入し、多様性を尊重する共生社会の実現をめざしました。

五つ目の柱である「安心安全な暮らしを支えるまちづくり」では、災害対策の強化と都市インフラの充実を図ることで災害に強いまちづくりに取り組んできました。

近年の激甚化する自然災害に対応するため、地域防災計画の見直しを実施しているところですが、ハザードマップの更新、排水ポンプ車の整備、防災重点農業ため池ハザードマップの整備により防災機能を強化しました。

また、災害時にしっかりと機能する体制の構築が重要であると考え、自主防災組織が行う防災訓練を支援するとともに、市民の皆さんに情報を迅速にかつ正確にお届けするため、災害情報を自動受信し、即時にアナウンスする戸別受信機を配布し、情報伝達力の強化も図ってまいりました。

消防・救急体制については、消防庁舎の防災拠点機能を強化するとともに、橋本北消防署に自家用給油取扱所を整備し、地震などの大規模災害時でも72時間の業務を継続できる燃料の備蓄を実現しました。今年度は、多様化する災害に対応するため、化学消防自動車やドローンなどの先進的な設備の配備を計画しています。

また、交通基盤については、平成27年9月に国道371号橋本バイパス、令和6年6月に天見紀見トンネルの開通に至りました。災害時の物資輸送や緊急医療活動への貢献はもとより、大阪都市圏への輸送・移動を支える重要な道路として、産業や市民生活の向上に寄与しています。

また、市民生活の根幹となる道路、橋梁、都市公園、市営住宅、上下水道などの公共インフラにおいても、計画的な更新・修繕により長寿命化を実施しており、令和3年11月に杉村やすらぎ広場も完成したところです。

最後に、六つ目の柱である「人が学びあい共に育むまちづくり」では、教育環境及び生涯学習の充実に向け、施策を推進してきました。学校での学習環境を整えるため、小・中学校の空調設備を整備し、長寿命化のための改修工事、外壁やトイレの改修工事を計画的に進めてきました。

学校教育の充実では、G I G Aスクール構想に基づき、タブレット端末や電子黒板、また、ネットワーク環境整備を行うとともに、効果的な利活用の推進のためICT支援員を各校に配置し、デジタル技術を活用することで子どもたちが未来を見据えた学びに取り組む環境を整備しました。

また、学校、地区公民館等での土曜講座の開催や小・中学校の学校司書の増員により、学力向上とともに居場所づくりを推進し、地域が子どもを支える仕組みも強化しました。

この取組みは、共育コミュニティとして、地域と家庭、学校が協力して教育活動を広げる基盤となっています。

生涯学習環境の整備として、岡潔数学体験館を開館し、算数・数学の楽しさを体験できる教室や講演会などを開催するなど、市独自の特色である学びの施策にも力を入れています。

また、山田地区公民館、学文路地区公民館の新築及び紀見地区公民館、郷土資料館、あさもよし歴史館を複合して整備し、各世代が交流し学び合う場を地域に提供しました。

これらの六つの政策の柱のほか、令和5年度よりデジタル通貨ハシモを導入し、一定のプレミアム分を付与し販売を行い、事業者支

援や生活者支援として活用しています。また、スマートフォンを利用しない方の要望もあり、令和6年度からカード型の導入も行い、幅広く利用していただけるよう努めました。

さらに、これを進化させ、ボランティアや教室・講座等、市の事業に参画した方に対しポイントを付与する「さんかくポイント」や市の施策を推進するための「推進ポイント」を実施し、様々な場面で市と関わりを持っていただく機会を増やすためのツールとして活用しています。

以上、これまでの主な取組みを申し上げましたが、人口減少や少子高齢化が進み、度重なる自然災害や新型コロナウイルス感染症の流行、物価高騰など、先が見えない時代に最良の政策が展開できたのかと自分自身に問いかける日々でもありました。

どんなときでも市民の皆さんとともにこのまちの未来を正面から見据えて挑戦をしてきました。これら多くの政策が実現できたのも、議員各位をはじめとする市民の皆さまのご理解とご協力のたまものであると、心から感謝申し上げます。

次に、今後、令和8年度以降の橋本市政について、新しいまちづくりへの思いですが、社会情勢が激しく変化する中で、本市においても多くの課題に直面し、これを乗り越える力こそが未来を切り開く鍵となると信じています。

今年は「挑戦、進化、変化」を目標に掲げ、これらを念頭に橋本市のさらなる発展に向けた取組みに全力を尽くしていきたいと考えており、新しいまちづくりへの思いの一端を述べたいと思います。

まず、持続可能なまちづくりを推進します。来年度より、令和10年度から10年間の橋本市のまちづくりの指針となる第3次長期総合計画の策定に着手していくこととなります。

また、現在取り組んでいる地域運営組織が設立すると、各自治会組織での助け合い、支え合いができる、担い手不足などが解消されることが期待できるため、持続可能でよりよい地域社会となるよう、地域に寄り添い、推進していきたいと考えています。

また、日々進化するデジタル社会の実現に向けたDXのさらなる推進や市民協働の推進、民間企業や大学とも積極的に連携し、多方面から持続可能な行政運営への参画を得て、市民生活の向上につなげていきたいと考えています。

次に、産業振興と地域経済の活性化に努めます。稼ぐ力を高めるため、農業や商工業における生産者支援を強化します。

農業では、農業用施設整備に対する補助要件を見直すとともに、自然農法や果樹、米、野菜など、市の推奨品として指定し販売ができるよう取り組み、農業者の所得向上をめざします。

また、商工業では、民間企業と連携した高野口パイルのブランディングや紀州へら竿の新たな取組みの支援とともに、建設業等の地元産業を支援していきます。また、今後もデジタル通貨の活用により、市内経済を好循環させ、にぎわいと活力の創出をめざします。

また、地元産品の開発を支援し、ふるさと納税の返礼品の魅力をさらに上げるとともに、市の情報を戦略的に発信しながら、シティプロモーション全体を強化したいと考えています。

企業誘致においては、あやの台北部用地の第2次事業を検討していくとともに、地元雇用の促進による若者等の定住、また、就労や起業を契機とした移住が促進するよう、雇用の場と多様な就労のための環境づくりに努めます。

次に、交流拠点の整備を行い、地域の魅力

や資源を最大限に活用します。

都市の持続可能性を高めるための具体的な道筋を示す立地適正化計画を策定し、にぎわいづくり、駅前の活性化を図るため、橋本駅前整備の事業化を推進します。高野口駅周辺では大正ロマンをコンセプトに、地元関係者の皆さんとともに観光地化に挑戦したいと考えています。

また、紀望の里ウッドパークの整備や旧学文路中学校グラウンド利活用の推進、恋野地域おこしへの支援など、地域全体の活力を高め、本市を訪れる人を増やすことで、地域経済も活性化され、地域住民とともににぎわいをつくり、住み続けたいまちにしたいと考えています。

次に、安全・安心な暮らしと生活の利便を支える都市基盤をつくります。

多様化、激甚化する災害等に対応するため、実効性のある防災・減災対策を進めてまいります。そのために、平時より、道路、橋梁、上下水道、ため池などの生活インフラの整備を計画的かつスピード感を持って進め、都市基盤の強化を図りたいと考えています。また、地域医療の要である橋本市民病院の経営改善にも努めてまいります。

次に、子育て支援を継続して進めてまいります。妊娠期から子育て期までの切れ目がない支援を継続させ、医療費助成や保育料の軽減などの経済支援についても、引き続き実施してまいります。

また、少子化が進む一方で、様々な方面からの支援を必要とする子どもが増えている現状に鑑み、相談事業や療育の支援など、子どもの健やかな成長のための支援体制を強化してまいります。

「元気なまち橋本」で将来を担う子どもを安心して育んでいけるよう、教育と福祉が連携し、子育てに優しいまちづくりを行いたい

と考えています。

次に、支援力の向上により、誰ひとり取り残さない社会福祉の実現をめざします。

住み慣れた地域で末永く暮らせるよう、第2層協議体による生活支援体制を充実させ、地域食堂、買物移動支援、健康寿命を延ばす取組みなど独自の事業に対して支援を強化し、市全体でこれらの活動を広げていきたいと考えています。

また、重層的支援においては、悩みを抱える人への支援が途切れることがないよう関係機関との連携をさらに強化し、継続して支援を行ってまいります。

また、障がい者福祉においては、雇用の促進について積極的に取り組み、社会への参画を支援していきたいと考えています。障がい者の皆さんや各障がい者団体との対話も進め、障がい者福祉施策の充実に努めます。

次に、安全で安心な環境で主体的な学びを育みます。

現在、(仮称) 橋本市新しい学校づくり推進計画を策定中であり、安全な学校生活を送ることができ、様々な経験を通して心豊かに子どもが成長できる、また、主体的な学びができる学校づくりに努めます。

子どもたちがよりよい教育環境で学べるよう、今後も計画的に学校施設の改修を行い、長寿命化の取組みを進めます。老朽化した高野口中学校については、必要な改修を行うとともに、できるだけ早く町なかに建設をしていきます。

このほかにも、市庁舎をはじめ老朽化した公共施設の計画的な整備、今後予定している環境管理センターや伊都消防署の建て替え、広域ごみ処理場の延長問題など、取り組むべき課題は山積しており、今後、大型事業が続くことから、事業実施に際しては財源が必要です。

就任時に比べ財政状況は改善はされてきましたが、いまだ厳しい状況が続いているため、これからは未来への投資に対し多くの財源確保が必要となり、本市にとっての乗り越えなければならない大きな課題と言えます。今後とも国の補助金や予算等の情報収集に努めるとともに、国への要望を行い、国や県と連携を深めてまいります。

来年、令和8年3月実施予定の市長選挙への出馬の意思ですが、次期市長選挙には現在280を超える団体から出馬の要請を頂いているところであり、これまでも皆さまとともに創り、守り、育ててきた市政を引き続き行い、「元気なまち橋本」を実現するため、責務を全うするとともに、これまでの経験を生かし、新しいまちづくりにも挑戦したいと考えております、ここに、来年3月の市長選挙への出馬を決意したところです。

ここでは、私の4期目にかける思いの一端を申し述べましたが、何よりも、一人ひとりの夢が実現し、笑顔輝く橋本市をつくり上げていきたいと思いますので、全力で取り組んでまいります。

○議長（田中博晃君）15番 辻本君、再質問ありますか。

15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）基本的には再質問はないんですけども、一応、少しばかり私の思いといいますか、意見を述べたいと思います。

詳細な報告を頂きましたし、今後への思いと力強い出馬の決意を頂きました。本当にありがとうございました。

私はいつも、長い間、市長の近くにおりますので、ほんまに多くのことを、振り返りますと多くのことをやってくれたんやなという思いは十分ありますし、そんな中で少し残念なのは、やはり市長がやってきたことは市民の皆さんになかなか伝わってないというか浸

透してないというか。

1期目の財政難のときのイメージが強いんかなという思いもあるんですけども、1期目、財政難でなかなか思うように市民の要望に応えられなかつた、そのときの市民の思いというのがまだずっと引きずっとるん違うかなということは、私はちょっと感じています。

そんな中で、私はいつも常々から、市長とお会いしたときには言っているんですけども、もっと自己PRをしたらどうですかと。どんどん、極端なパフォーマンスはする必要ないと思いますけども、もっと自分のやったことをPRして、市民に分かるようにしたほうがいいんじゃないですかという話をしているんです。

市長がなかなかできなかつたら、やはりここでおられる皆さん自分が自分たちのやったことを、もっと市長に代わって市民にPRしていただらんとあかんのちやうかなと思うんです。そうすることで橋本市の全体のやっていることが市民に浸透していくんじゃないかなというように思います。それをできたら、これからはそういうことをどんどんやってほしいなという思いがいっぱいあります。

そういうことで、まだまだ課題はあるということなので、今後の市長の方針といいますか思いというのを述べていただきましたので、課題はたくさんありますけども、これからも橋本市、橋本市民のために頑張ってくださいということで終わりたいと思います。頑張ってください。

○議長（田中博晃君）15番 辻本君の一般質問は終わりました。

この際、13時50分まで休憩いたします。

（午後1時37分 休憩）

（午後1時50分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会

議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番 4、13番 田中君。

〔13番（田中和仁君）登壇〕

○13番（田中和仁君）皆さん、こんにちは。よろしくお願ひします。

3項目あります。

小・中学校や公民館等の応急手当体制について。

小・中学校や公民館等の公共施設では、児童生徒や利用者の事故や急病を未然に防ぐため、日常的に注意と配慮がなされること理解しています。しかし、万が一、事故や急病が発生した場合、どのような応急手当体制が整備されているのかお伺いします。

1、応急手当の研修、2、応急手当キットの設置、3、救急連絡体制、4、緊急時のマニュアル、5、保護者への連絡体制。

大項目 2、一般公衆浴場に対する支援策について。

一般公衆浴場は、国民の日常生活にとって欠かせない施設として、物価統制令により価格の上限が設定されています。一方で、燃料の高騰、入浴人口の減少、お風呂のある家の増加などの影響を受けて、一般公衆浴場は著しく減少しています。

このような状況において、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律が重要です。この法律は、一般公衆浴場が住民の日常生活において不可欠な施設であることを重視し、その減少傾向に歯止めをかけるために、国や自治体に必要な措置を法律で求めています。

橋本市にも一般公衆浴場がありますが、本市の支援策はこの法律の内容に比べて不十分であり、さらなる充実が必要ではないかと考えます。いかがでしょうか。

1、固定資産税の減免、2、上水道料金の低額設定、3、下水道料金の低額設定、4、

高齢者福祉事業（低料金で入浴）。

大きい項目 3、黒河道などにおけるツキノワグマ対策について。

先日、北海道の羅臼岳で観光客がヒグマに襲われる事件がありました。本州でもツキノワグマが住宅地に出没し、人や農産物に被害が出ています。

橋本市の黒河道も世界遺産に認定されていますが、熊の存在が環境に影響を及ぼすことが懸念されます。特に報道によると、熊用のスプレーには効果がないものや模造品も存在し、熊よけの鈴やラジオを使っても近づいてくることがあります。さらに、登山客の行動を熊が観察し、リュックの中に食べ物があることを学習している可能性もあり、危険が迫っていると感じます。

和歌山県がツキノワグマを保護対象から管理対象に変更すると方針発表したことでも踏まえ、事故を未然に防ぐための対策が急務です。しかし、「熊にご注意ください」と呼びかけるだけでは実効性に欠けると考えます。

黒河道を歩いた経験から、携帯電話の電波が届かず、公衆電話や避難小屋もない状況で、めったに人に出会わない環境です。現在の黒河道は安全でしょうか。どのような熊対策が可能ですか。

1、啓発活動、2、熊よけッズの普及、3、定期的なパトロール、4、避難小屋の整備、5、食べ物の管理、6、監視カメラ、7、地域獣友会等との情報共有。

以上三点になります。答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（田中博晃君）13番 田中君の質問項目 1、小中学校や公民館等の応急手当体制に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）小中学校や公民館

等の応急手当体制についてお答えします。

一点目の、応急手当の研修についてですが、本市の小・中学校では消防署の協力の下、全校において熱中症への対応訓練や心肺蘇生法等の訓練を実施しています。こうした研修を通じて、教職員が緊急時に的確な応急対応を行えるよう努めています。

公民館等においても同じく職員が普通救命講習の研修を受講しており、応急手当の基礎、通報と協力の要請などを学んでいます。

二点目の、応急手当キットの設置についてですが、各学校や地区公民館には担架や自動体外式除細動器（AED）、嘔吐物処理用具一式、軽度の外傷に対応するための消毒薬等の応急手当用品を整備しており、必要に応じて速やかに活用できる体制を整えています。

三点目の救急連絡体制についてですが、学校内で緊急事態が発生した場合には、教職員が職員室や保健室に直接連絡を行うことを基本としています。また、消防署からの指導により、必要に応じて私物のスマートフォンを携帯し、緊急時の連絡手段として活用することもあります。

公民館等においては、室内に連絡先を表示するなど、すぐに連絡が取れる状態にしています。

四点目の、緊急時のマニュアルについてですが、学校保健安全法に基づき、全ての学校において危険等発生時対処要領、いわゆる危機管理マニュアルを作成することが義務づけられています。このマニュアルには、不審者侵入への対応、気象災害への対応、地震・津波等への対応などが規定されており、教職員が緊急時に円滑かつ的確に行動できるよう定めています。

また、これまでにも校長会において、消防署から講師を招き、救急車要請の判断基準についての研修を実施しました。

公民館等においては、自然災害等については橋本市地域防災計画に基づき対応していますが、不審者侵入への対応、事故や急病が発生した場合のマニュアルは現在、明文化していません。全職員が緊急時に円滑かつ的確に行動できるよう話し合いを行い、安心して公民館を利用していただけるよう努めているところです。

五点目の、保護者への連絡体制についてですが、万が一、事故や急病が発生した場合には、救急車の要請や医療機関への搬送に合わせて、保護者に速やかに電話連絡を行うこととしています。可能な限り保護者の方にも医療機関に同行していただけるよう配慮しています。

公民館等においても、ご利用される団体の方には代表者の連絡先を提出していただきおり、可能な限り早急に、事故や急病になられた方のご家族にお知らせできるよう努めています。

○議長（田中博晃君）13番 田中君、再質問ありますか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

伊都・橋本防災士の会で学校とか公民館に救急救命の講習会でお邪魔したりするんですけども、非常に熱心に質問とか訓練をしていただいております。

その中でちょっと気づいたことを再質問していきたいと思います。

学校の教員に対して応急手当普及員、これは普通救命講習を指導できる資格なんですが、資格取得を勧めたいと思うんですけど、どうでしょうかという質問です。

スライドをお願いします。

これです。普通救命救急1という3時間の講習とか、もっと短い1時間の応急手当の講習、それを開催できる資格となっていました

て、消防本部が例えは業務が立て込んでいるとかほかの学校から要請がある、そういった場合に、プールの前などはもう特に小学校とかは集中しますので、なかなかスケジュールを組むのが、学校の先生がいつ講習会を開くというのがかち合って、結果、「ちょっと行ってくれへんか」ということで、防災士の会も、「行かしてもらいますよ」ということで行っている状況にあるんです。

それは特に問題ないんですけども、消防車の出動が増えて、現在、もう不必要的救急車は呼ばないでくださいという啓発もなされている中で、もし学校で講習を指導できる人材がいれば、非常にその学校は回りやすいんじゃないかな、業務がしやすいんじゃないかなというふうに考えます。

応急手当普及員を職員の方に受講させることができますでしょうか。これ応急手当普及員を受講させることができないという決まりがあれば無理になるんですけども、裁量の範囲だったら検討してみてはいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

応急手当普及員の資格につきましては基本的に個人に付与される資格ですので、教員の職務の一部として資格取得を命ずることは困難です。ただし、当該資格は消防署が実施する公的な講習によって取得できるものであり、その内容は教員の職務遂行にも資すると判断しております。そのため、平日の受講であれば、校長の判断により職務専念義務を免除することが可能であると考えております。

これまで消防署から教員に対して受講案内を頂いており、例年、夏休み期間中に講習が実施されております。受講に要する費用は全て自己負担となります。教育委員会としては、今後も引き続き受講の案内を行ってまいります。ただし、強制することができ

ないことについてはご理解いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

消防がスケジュールできない場合、タイミングよく開催できないというときは、僕らも消防から訓練用の人形と訓練用のAEDをお借りして開催する。それが自分とこの学校ができるのであれば、よりスムーズになると考へての質問でした。

ちょっと消極的かなというふうな答弁かなと思ったんですけども、今後とも消防から「受けてよ」と啓発いただきますようにお願いします。

ちょっと照れるというか、同時に教員の方も受けに来られていたんですけども、「もう学校では内緒で来た」「そこまで自信ないわ」ということで、割と控え目な方でしたので、どんどんと自信を持ってやってもらえるように、啓発をお願いします。

2番目の再質問です。

市民の命を救うためには、市内にAEDが設置されて、公共施設などのAEDを万が一の場合は一般市民も容易にできる状況にする必要があると思うんです。

例えば学校でしたら、夜はAEDが屋内にある。これ同僚議員も質問してくださっていますけども、重ねてきます。AEDを使うために夜はもうガラスを割って入ってくださいという感じになっているんですけども、なかなか高齢者とかお子さん、それから、もうできたての公民館のあの強靭なガラスを割るということは、ちょっと想定ができない。

ましてやお子さんに「自分の学校やから取ってきてよ」と。もう緊急のときですよ。「自分の学校やから分かるやろ。取りに行ってくれ」と頼んだときに、やっぱりガラスを割っ

てというのはちょっと、もたもたしますし、腕もけがするんでしょうし、ちょっと厳しいかなと思うんです。

これはちょっと全国的な流れで、屋内に設置されているAEDを、保管ボックスって暑さ寒さを、電熱とかが入っているんです、一定の温度にするように。これちょっと高いんですけども、それを保管ボックスを準備して屋外へ設置したり、小窓を設置して室内外の両側から取れるようにできないかという質問です。

スライドをお願いします。

これが屋外用ボックスなんですけども、これネット通販の値段なので一応参考程度にしかならないんですけども、結構します。こういうのを学校の少し外側に置いたりということが最近増えてきております。

答弁をお願いいたします。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

学校に設置しているAEDは児童生徒の緊急時に備えられてはいますが、地域の人命を救うという観点から、施設が閉鎖されている時間帯や夜間にAEDが使えないことは検討すべきというただ今のご指摘は重要と認識しております。

保管ボックスの設置などにつきましては、今ご紹介いただいたとおり、予算措置等も伴いますので、一度内部で関係課と情報共有を図りまして、検討したいと思います。また、今後の運用方法につきましても学校現場を含めて検討したいと思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）方向としてはいい方向でご返事いただきまして、ありがとうございます。

スライドをお願いします。

これは一例なんんですけども、山梨市の小・中学校はもう屋内に置きました。柏市、さいたま市、久喜市、裾野市、厚木市、山梨市、これらはもう屋外に配置済みということでした。もっとあるんですけど。

東京都港区、都会なのでちょっと状況が全然違うんですけど、もう300メートル以内に1個ないとあかんということで、コンビニにも設置しました。最近、都会へ行くとコンビニにあるんですけども、コンビニが置いてくれているわけでも何でもなくて、行政が市民のために置いている。そこまでやっている状況にあります。

千葉県我孫子市の場合は24時間営業の場合は半額補助しますよという制度があって、契約しているというか市民のために置いていっている状況にあります。ぜひ実現に向けて検討をお願いしたいと思います。

次へ参りますと、公設民営の保育園とかこども園ではどちらが準備されるのでしょうか、救急セットを。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）公設民営園、また、民設民営園ともに事業所のほうが準備、管理というのを行っていただいております。

なお、公設公営の紀見こども園、たんぽぽ園につきましては、市のほうで準備、そして管理していくという形になっております。

以上です。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）私はちょっとかわいそうやなという印象があるんですけども、例えば、どこに子どもが行くというのは市があれしますよね。ここに行きたいけども入れなくて私設に行かれる場合もあると。

設置はしてくれているんだけども、救急セットの管理というところで、さつきご覧になったように、コンビニにまで置いて回ってい

る自治体があるということを考えますと、やっぱりこれ公設民営、民設民営とも未来の橋本市の大事なお子さんなので、置いてくれてもええんかなというふうな印象がありました。ぜひ、要望ですけど、ご検討ください。

次へ参ります。

訓練用の人形であっても「口をつけるの嫌やわ」という職員が多数いらっしゃるんです。訓練になりますと、この間、あやの台のチルドレンセンターなんかは80人来てくれて、「さすがに嫌やわ」と言うて、アルコールで拭いてたんですけど、「抵抗ある。嫌や」と言うて、分厚いティッシュを挟んでしたんですけども。

この手元にありますのは、救急救命用マスク、キューマスクとかポケットマスクとかいろいろな呼び名があるんですけども、ここマウスピースがついていまして、逆流防止弁になっていて、こっちには空気が来ないようになっているんです。吹き込めるけども、自然に体のふわっと横から排気されるので。

それとともに、口を直接つけない、傷病者の方の。つるつとした状態でも嫌やというぐらいだったら、例えば泡を吹いているとか血がついているとかやつたら余計ちょっとためらうと思うんです。

消防からは、「そういうときはもう口をつけなくていいです。胸骨圧迫だけしてください」という指導はしていただいているんだけども、小学校とか小さいお子さんとかは、まず呼吸が止まって、その次に心停止するという二次停止の場合が多いですから、やっぱり酸欠というか、呼吸が大事ですもんね。

そういうことを考えたら、こういうのを配置、各学校のAEDの中に、レスキューパックの中にこの蘇生用マウスピースを整備してほしいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

現在、各学校に設置しておりますAEDに関しては、レスキューパックの中に蘇生のマウスピースを整備してございます。それに加えて、タオルや不織布、三角巾がセットなったものを整備しております。

以上です。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）これ質問が非常に悪かったというか、ちゃんと確認しとかなければなりませんね。

僕ら訓練に行くときは、指導に行くときは、「本物のやつを持ってきてください」と言ったことないんです。「学校にもあるでしょう。それ持ってきて中を開いてください」と言ったことないですね。自分らが持っていた訓練用AEDのチャックを開けて、「こう使うんです」ということは言うんですけども。

やっぱり現場の先生もこれ入ってるということを今知らないです。多分、学校のやつもまだ見られたことない方が多いと思うので、今度、僕も指導に行くときは現場のやつを見てもらうようにします。

次へ参ります。

AEDについて自治会で欲しいという声があります。自治会に対してAEDをリースした場合の補助金はありませんでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）自治会担当課であります地域振興室にそういった声が直接あるというのはまだ聞いたことはないんですが、リースに関する補助金というのはございません。

しかしながら、一般財団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成金を活用して購入したという実績のある自治会は1自治会ございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）購入だったらそういうのがあるんだけども、だいたいリースなんですね。バッテリーが5年契約になっていて、さつきも言ったように、温度差の激しいところだとバッテリーの消耗が激しいし粘着パッドも弱っていくし、やっぱり安定した温度のところに置きたいというのがそもそもあるんです。

レンタルであればそういったものも含めてメンテナンスしてくれますので、リースが今多いと思うんです。交付金の中から使ってくださいということでしたら、区に入るお金は一緒、増えないというふうな認識ですので、そうなると区のほうはちょっと、「そんな金額やったら、よう借りやんかな」という感じのお話でした。

それにしても、外から取れるのか集会所の中に置くのかという問題がまた出てきますので、そこも検討しないといけないと思うんですけども。

次へ参ります。担架についてお伺いします。運動場で結構出番が多いというふうに聞きます、担架。特に暑いので、熱中症でちょっと倒れたとか、ぐらっと倒れてしまった、日陰に運ぶのに担架を持ってこいという場面が結構学校であるそうです。

保健室に置いてあることが多いんだけども、校庭での使用が多いと。「どこに置いたらいいの」ということを学校で検討しているんだけども、玄関横に裸で置くのはちょっと抵抗があるということで、そんなんどうかなというような相談がありまして。

スライドをお願いします。

担架収納ボックスって、こんな商品があるんですね。私も知らなかつたんですけど。縦型で担架を入れるロッカーというふうな認識です。担架収納箱と書いてあるそうです。こ

ういうのを配備してもらうことは可能でしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

予算が伴いますので、一度、校長の意見も聞きまして、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）よろしくお願ひします。次へ参ります。

学校では、一部の学校で内線電話というのは設営されているんです。緊急時でももちろん利用できるんだけども、ほかの学校に聞きますと、先ほどもありましたけども、私用のスマートフォンでLINEグループをつくってやっていらっしゃるんです。

それも最近のことで、これがなかったときは、全員集合がかかる、ちょっとしたことでも全員集合がかかると。給食でデザートを配り忘れたというのを伝えるために職員室に全員集合になると。3階から走っていくと。

1日に3回ぐらい走る場合があると。別にそんな緊急とは言わないんですけども、非常に効率が悪いので内線電話が欲しいんやというようなお話でした。

私物のスマートフォンでLINEグループもこれ微妙な話で、例えば人と人なので、「私は入るの嫌。強制ですか」とか「私のアドレスが分かってしまうので」と。一応ガードは入るんですけど、「あなたの友達ではない人からメッセージがきました。開きますか」みたいな、ちらっと出るのは出るんですけども、出なくても関係性がおかしくなるし、出たって話したくないのに出らないかんしということで、「どう扱っていいんやろう」と。「うちの学校は仲いいからそんなことないんやけど」というお話でした。

要は、そういうスマートフォン前提で今、運用はできるんやけども、複数人、「私は嫌や」という人がおったら無理には入れないので、だから、そういうお話を聞きますと、やっぱり内線電話は必要じゃないかと思うんです。いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

通信資材の整備につきまして、現時点では方針は決まっておりません。緊急時には大きな声で周囲に助けを求めるということが想像されますけども、連絡事とかありましたときは、内線電話を含めまして教員間で利用できる通信機器につきまして、現在、調査を行っているところでございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ぜひとも前向きにお願いしたいと思います。ちょっとしたことでも、日々使うものですから。

誰かが嘔吐した、「今、あのトイレ、掃除が終わるまで使わんといて」と、こんなことでもやっぱり全員集合になって、「みんな。2階のトイレ使わんといてよ」になりますので、内線電話というのがやっぱり要るんちゃうかなと僕も感じましたので、何とぞよろしくお願いします。

1番の質問を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、一般公衆浴場に対する支援策に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（中岡勝則君）登壇〕

○総務部長（中岡勝則君）一般公衆浴場に対する支援策についてお答えします。

一点目の、固定資産税の減免についてですが、現在、一般公衆浴場に対しての固定資産税の減免制度は橋本市にはございませんが、

過去の通達や他市の事例等調査の上、減免制度の制定に向け、取り組んでまいります。

二点目の、上水道料金の低額設定につきましては、橋本市水道事業給水条例第24条において浴場営業用の水道料金を設定しています。一般公衆浴場を対象に浴場営業用として、一月の基本料金1万7,486円で200立方メートルまで使用でき、基本水量を超えた場合、1立方メートル当たりの超過料金を117円とし、一般用の198円に比べ低額な料金を設定しています。

三点目の、下水道料金の低額設定についてですが、本市の公共下水道では、一般公衆浴場を対象とした料金設定はありません。下水道使用料のうち大半は和歌山県に納める流域下水道維持管理負担金が占めており、運営に余裕はありません。

このような状況の中、下水道事業としては、一般公衆浴場の下水道使用料の低額設定は考えていません。

四点目の、高齢者福祉事業（低料金で入浴）についてお答えします。

公衆浴場には健康増進に寄与する側面もありますが、本市では既に各地域において「通い場」を中心とした介護予防事業、住民同士の交流の促進に取り組んでいることから、高齢者に対する一般公衆浴場の入浴料金の助成は現時点では実施する予定はありません。

現在、市内には昨年末にオープンした一般公衆浴場が1か所あり、経営状況にも鑑みつつ、支援の必要性を検討してまいります。

○議長（田中博晃君）13番 田中君、再質問ありますか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。早速、固定資産税の減免はないんだけども、制度設計に取り組んでまいりますと頂戴いたしました。本当にありがとうございます。

スライドをお願いします。

一般公衆浴場とその他浴場、この説明がないと、聞かれている方はちょっとよく分からぬと思うので説明しておきます。

一般公衆浴場というのは県が認定するんだけども、物価統制令というのがあって上限が490円、それ以上もらったら駄目ですよというのが一般公衆浴場です。いわゆる通称、銭湯というものです。

その他浴場というのがあって、スーパー銭湯とか温泉とか、490円を超えてもいいですよというのがその他浴場です。

この物価統制令のかかった一般公衆浴場について、先ほど言いました、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律、特措法というのがあるんだよということです。

この法律については、自治体による減免措置があるって、具体的には書かれてないんです。何を減免したらいいか具体的には書いてないんだけども、実態として調べたらすぐ分かります。固定資産税と上水道と下水道と燃料費補助です。燃料費補助については、奈良県の場合はもう半額、実費の半額を出します。大阪府については30万円ちょっと、32万円ぐらいやったと思います。

和歌山県については去年まで20万円ぐらいだったんですけど、もう今年は2万円になっているんです。それはちょっとよく、「減らされました」という説明しかなかったので、県についてはこの場面では置いておきます。

これが一般的な、減免制度はこういうのほかの自治体は進んでいますよという状況にあります。和歌山県については、なかなかこの制度が充実していない。どこが旗を振るのとなった場合に、やっぱり市やろうというふうに、数が少ないので、なってくるのかなというふうに考えています。

再質問ですけども、固定資産税の減免につ

いて、過去の通達があったというお話をでした。どこからどんな通達がありましたでしょうか。

○議長（田中博晃君） 総務部長。

○総務部長（中岡勝則君） 当時の自治省税務局固定資産税課長発出の文書でありまして、内容ですけども、公衆浴場に係る固定資産税の取扱いについてということで、その軽減措置について考慮し、適切に対応されるようという内容になっております。

○議長（田中博晃君） 13番 田中君。

○13番（田中和仁君） ありがとうございます。

スライドをお願いします。

これは生活衛生関係営業税制の概要ということで、ここにありますね。下のア) 公衆浴場の用に供する固定資産について、当該固定資産税に係る税額の3分の2相当額の軽減をしないよということが課長からの通知であったということで私も確認しました。

これは高知市の例なんですけども、一般公衆浴場は浴場料金で算定していますよということです。その他公衆浴場は、ヘルスセンター、健康ランド、スーパー銭湯ですけども、浴場だけメーターをつけて、お風呂の分だけは浴場料金でやってあげてよ、減免してあげてよということです。

その他に定めるその他公衆浴場というのは何かというと、ホテル・旅館等の施設利用者以外にも入浴サービスを提供している、日帰り入浴とかしているところ。それは、これ結構安いんです。

一般料金、口径20ミリでしょう。だいたい100ミリですよね、うちの基本料金。違うんですか。100ミリ程度の太いパイプで水道が来たよというのと20ミリで細いので来てるよと。

〔「13ミリ」と呼ぶ者あり〕

○13番（田中和仁君） 13ミリ。結構細いんですね。ありがとうございます。の100分の65で料金設定してよという、これ高知市の例で

すので。こういうのがありました。

そこで、質問いたします。

浴場営業用の水道料金表というのは200立方メートルが基本になっていて、そこからは安い料金設定になっているんだけども、橋本市の一般公衆浴場は井戸水でためていらっしやるので、そこまで要らないんですね。だから、その表というのは現状に合っていないんじゃないかなと。

井戸水を使う銭湯も全国多々あるんです。そういうことを考えると、この表自体が現状に合わせてもろたほうがいいかなと思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（田中博晃君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）浴場営業用の水道料金というのは、基本的に多量の水道水を使う一般公衆浴場というのを想定しておりますので、現状に合っていないという認識はございません。

ただし、今、議員おっしゃったように、現在市内に1か所ある一般公衆浴場は主に井戸水を使用しております。そのためか、基本水量である1か月当たり200立方メートルを大きく下回っています。

浴場営業用の料金を適用した場合に、一般用よりも水道料金が割高になってしまうという逆転現象になってきますので、このため、水道では令和7年4月1日から料金の用途を変更できるように条例施行規程を改定し、使用水量が少ない場合は一般用の料金を適用できるように配慮しているところでございます。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）配慮はしてくれたというふうなお返事でしたので、それは承りました。ありがとうございます。

下水道の減免がないんだけども、浴場ですからじょんじょん流すわけですよね。もうこの下水道、丸々減免なしでというと、やっぱ

り100万円を超えてくるんですね、年間。

企業会計にしたらいいお客様なんだけど、やっぱり浴場の低料金ということ。あそこも湯舟は大きいわけじゃないじゃないですか。割とコンパクトな銭湯ですから。そのことを考えますと、下水道の運営に余裕がないというところで判断されるというのはどういうことかなというふうにお伺いしたいんです。

○議長（田中博晃君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）現在、下水道使用料は1立方メートル当たり今176円で、そのうち70%近い115.65円を流域下水道の維持管理負担金として和歌山県のほうに納めています。

差額の60.35円と残りはもう一般会計からの多額の繰入れで、施設の修繕、維持管理、更新を行っております。この一般会計からの繰入れなしでは赤字となりまして、決して余裕のある運営とは言えない状況でございます。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）和歌山県は普及率が低い、なかなか運営が厳しい状況にあって下水道減免というお話をしましたので、かなり厳しい状況にあることは承知しておりますけども、一般公衆浴場の料金設定がやっぱりここだけないというのはどうかなと、何とかお願いできないかなという思いです。

スライドをお願いします。

これは、国土交通省水管・国土保全局下水道部「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」というのが令和2年の書類、まとめです。報告書。

用途別使用料制というのが公衆浴場に対してはあるんだよという報告書なんんですけど、ここに、調査に基づいて、公衆浴場は皆さん、月、基本料何ぼもらっているのという調べがあるんです。だいたい2,210円なんですね。

公衆浴場で見ますと、平均基本水量は41立

方メートルまでこの2,200円で行けるよと。それが5年間で改定されて35立方メートルまではちょっと減らしてきた、要は実質値上げですよね。35立方メートルまで基本料金で行けるよとまとめてあるので、皆さんだいたい幾らもらっているのかというのを見てもらったら分かるのかなと思ったんです。

これ習志野市の例ですけども、一般汚水の場合はこういう料金体制ですよと。公衆浴場の場合は、基本使用料10立方メートルまで1,032円、11立方メートルからは1立方メートルにつき22円。やっぱり都会はすごいなと思うんですけど、安いなというふうに思うんです。これでいくんだったら経営もちょっと安定するんやろうなと。

次、行くのは北海道北見市。公衆浴場の支援指針というのをつくってあるんです。町として何をどこまで支援するのよというのをここにまとめてあるんですよね。

1番目は固定資産税軽減するよと、これ、前向きにやってくれましてありがとうございます。水道料金及び下水道料金の軽減というのは決めてあるんです。条例に基づくよと。

僕ちょっと見てほしいのは、一番下の行、「前項の規定による軽減額については一般会計において負担するものとする」と、ここまで突っ込んであるんです。要はこれ企業会計の基準内繰出金なのか基準外繰出金なのかというところで、総務省は繰出金としていいよという基準内しかもらっていないと思うんです。

これほかの企業会計も「おお、そうですわ」言うてくれと、もしかしたら思っているかもしないんだけど、橋本市はこの基準外繰出金については非常に厳しいというか、そういう文化がないというか、「出せませんよ」というふうな雰囲気があるんですよね。

スライドを見てください。

これ橋本市のホームページ、「下水道使用料

等減免について」。橋本市ですよ。「全部もしくは一部の減免または徴収猶予を受けることができる人」、災害を受けた人とか納付するのが困難と認められる人が(1)、2番目は「ほか、市長が特別の理由があると認める人」、こういう書き方してはるんです。

だから、やっぱりこれトップの判断で、橋本市がどっち向いて行くのかと。もちろん、先ほども高野口の駅前、頑張ってやっていくんだというふうに言ってくれましたし、市長は固定資産税もすぐ動いてくれるということでしたので、一般公衆浴場に対する支援策について、何か市長、一言いただけませんでしょうか。

○議長(田中博晃君) 市長。

○市長(平木哲朗君) 田中議員の質問にお答えをします。

まだできたばかりで、経営もどういう状況なのかさっぱり分からんというのが本音です。本来なら県で定めている公衆浴場の料金、500円と聞いとったんですけど、それが本当に県条例の中で正しいのかどうかという疑問もすごい感じているんです。

普通だったら物価高騰で、条例改正したとこです、ここのところは。昔つくった条例を、今回、高野口に大衆浴場ができるということで条例改正したんですけど、料金は変わらないというところもあって、逆に、県にしてみたら物価上昇をいっこも見てないんかなというところもあります。

その中で、これから一度、担当課にも話はしてあるんですけども、やっぱり収益的にどうよというところもちょっと見せてもらわないと、通達は來てるけど、実際それに対する強制力があるのかどうかというところもあるかなと。

せっかく私費を投じて作っていただいているので、もし、支援がどんな支援ができるの

かというのを1年の経営状況を見た上で、どういうことができるのかというようなことは考えていきたいと思います。

まだ4月にできた、4月ちゃう、6月でしたか、にオープンしたところなので、実際のそういう状況は全然私らも分かりませんし、そんなに、逆に、あそこにたくさん人が来ると、ちょっとやっぱり狭いので、古民家を改修したところなので、ちょっとどういうところかなと。

ただ、言えることは、紀望の里のお客さんも大分、結構下に流れている、かなり減ってきてているというところもあります。

その中でちょっと状況を判断させていただいた中で、どういう支援が必要なのかというところも、全てもう含めて検討をさせてください。ご理解いただきたいと思います。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）もちろん全面否定ではないということはもう十分分かっておりますし、答弁にも「今後さらに検討を続けていく」と言ってくれていますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと感想としてなんですけども、ここ の浴場を立ち上げるときに、各部局が連携して、何をどこまで減免するかという部分でお話しただけとけばよかったですんじやないかなというふうにちょっと思ったんですけども、過ぎ去ったことを言ってもあれなので、引き続き注視していただいて、やっぱりこの設定が、価格だけ抑えて支援しないとなると、もう非常に、何のために一般公衆浴場なのと。

いや、それは自分がそうしたからと言われるともう話がややこしくなるので、何とぞ、産業支援というか、地元の企業が元気になるにはどうすればいいかというような観点で行っていただきたいと思うんです。

水道とか下水道については減免措置という

のがもう本当にないんだけども、企業会計が厳しいから産業支援しないよとなると、このまちの産業は発展しないと思うんです。そこを見るんじゃなくて、このまちの産業が元気で発展していくことがやはり市民の求めている姿であって、下水道企業会計がいっぱいいっぱいだからと言って議論を打ち切ってしまうと、やっぱりその先の将来像、このまちの将来像が見えてこないと思うんです。

それぞれがその産業をしやすいように持つていってくれるというのが施策なのかなというふうに思います。何とぞよろしくお願ひします。

2番目の質問を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目3、黒河道などにおけるツキノワグマ対策に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（三浦康広君）登壇〕

○経済推進部長（三浦康広君）黒河道などにおけるツキノワグマ対策についてお答えします。

和歌山県では、これまで紀伊半島におけるツキノワグマの生息数が少なく、絶滅のおそれがあることから、その個体を保護することとしていましたが、令和6年度の調査により、推定生息数が増加し、人への被害の危険性が高まるとされる基準を超えたことから、令和7年度において環境省のガイドラインに基づいたツキノワグマの管理計画を定め、頭数を管理していくよう進めているところです。

推定生息数の増加に伴い、伊都振興局管内における令和7年度のツキノワグマ目撃情報も増え、現在のところ19件の報告を受けており、黒河道などにおいても熊に遭遇するリスクは高くなっていると考えます。

一点目の啓発活動については、市のホームページなどで注意喚起を行っているにとどま

りましたが、近年の熊の目撃情報の増加傾向に鑑み、それに加え、熊の生態や遭遇した場合の対応策などリスク回避に関する情報の発信も今後行うこととします。

二点目の、熊よけグッズの普及については、グッズごとの効果検証を市で行なうことが困難であることから、普及することは考えていません。

三点目の定期的なパトロールと四点目の避難小屋の整備については、熊の行動範囲が広範囲であるため、人員の確保や避難小屋の整備箇所の選定が容易でないため、対応は困難だと考えます。

五点目の、登山客などの食べ物の管理については、ホームページ等での情報発信に併せて注意喚起します。

六点目の監視カメラについては、目撃情報などを基に、獣友会などの関係機関と連携しながら、必要な場合に設置を検討します。

七点目の、地域、獣友会等との情報共有については、目撃の状況により対応が異なりますが、適切に共有できるよう努めたいと考えます。

○議長（田中博晃君）13番 田中君、再質問ありますか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）私は竿作りしている中で、ツキノワグマに突進されて足に当たったことがあるんです。

そのときは鎌で竹切りをしていて、どんどんどんどんと音が鳴ったので振り向いたら、もう間に合わないんです。右の膝にバーンと当たって通り過ぎたんです。何ともなかった、無事だったんです。もうここはすごく臭くなりましたが、無事やったんです。

通り過ぎてからちょっと震えが来て、当時の組合長にところに「熊出た」と言いに行つたんです。橋本管内じゃないです。もっと奥

地ですけども。当時の組合長のところに「熊出た、熊出た」と、「もう車から1分のところで熊出た」と言いに行つたんです。

そうしたら、その組合長が「ああ、怖かったやろ、死ぬかと思ったやろ、熊が」と言うて。「いやいや、日本語おかしくないか」と。主語がおかしないかと。「ものすごい平穏な山の中で餌探しとったら、おまえに出会うんやで。ああ、こわ。こんな怖いことないわ」と。

いや、こんなやり取りが10年前にあったんですけども、これ実はこの質問の本質なんですよね。熊が生活しているところに人間が行く、そういう設定の下の世界遺産・黒河道なんです。それをどうしますかという質問なんです。

スライドをお願いします。

黒河道、皆さん登ったことがありますでしょうか。まず、世界遺産というのは観光によって収益を得て維持していくこと。何もなかつたら壊れていくので、世界遺産に登録して維持していきましょうよということで、来てほしいんです。

もちろん来てほしいために世界遺産にしたと思うんですけど、上り下りがものすごい悪い道ですよね。避難小屋がないんです。概ね携帯電話がないんです。旧久保小学校のところでちょっと立つだけで、あとはもう電波がないんです。

けがしたらどうするんやろうと思いながら私も行きました。ほな久保小学校の方が、「いや、血まみれで上がってくる人おるよ」とおっしゃったんです。「丸太あったやろ」「丸太ありました」と。「あれ踏んだらあかんで。あれぬれてて踏んだら、つるっと行って谷底へ落ちた人がおって、下半身血まみれやったんやけど、「どうする」って言ったら「もう高野へ行くしかないから行きます」と言ってそのまま行つたわ。俺。洗つてあげたけど」とい

うお話を聞いたんです。

そういう場所なんですよね。看板も多くはないんです。町石道だったら109メートルでしたか、ごとにあるんです。だけど、黒河道は看板も少ないんですね。で、まあまあ斜面が危ない。危ないというのはそのメンテナンスをしてくれているのに失礼な言い方にならざめんなさい。まあまあ危ないんです。そのままですから。

そこへ熊が出ると、最近。ツキノワグマがもう変わってきている。人を恐れずになってきているということを来たら、じゃ、黒河道って安心・安全なのかというふうに考えるわけです。大丈夫なんでしょうか。

入り口に、もし本当にハイキング気分で来た方がおられたら困れへんかなと考えるんです。入り口にこのQRコードを置いておいて、こんな簡単な熊クイズをしたらどうかなと思ったんです。

ちょっと説明します。「黒河道はツキノワグマ生息地です。はい、いいえ」。すごい簡単でしょう。「熊がいるか、絶えず注意を払う。はい、いいえ」。「熊に遭ったら刺激せずゆっくり後ずさりする。はい、いいえ」。

これ内容は何でもいいんですけども、要はもう、弁当やお菓子袋を捨てると熊が寄ってきますよと、啓発ですよね。ここから行くところは熊がおるんですよ、気をつけてくださいねという啓発を兼ねて、任意でもいいので、氏名、住所、携帯番号というのを送ってもらって、ツキノワグマテストと入山届みたいなものをもらったらどうかなと考えたんです。

答弁の中で、熊のところに行くんだから自己責任やという雰囲気がどうしてもあるんですけども、こういった取組みはできますでしょうか。

○議長（田中博晃君） 経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君） ご質問にお答

えします。

お答えする前に、ちょっと先ほどの壇上答弁、伊都管内で令和7年度に19件の目撃情報があったということなんですが、実際、黒河道沿いで見たという目撃情報はないと認識しております。なので、当然、今の時点ではそういう注意喚起も行っておりませんし、規制なんかもしていないという状況でご答弁させていただきます。

まず、和歌山県では、山岳遭難が発生した際に、警察が迅速に捜査とか救助活動を行えるように、事前に登山届という提出を推奨しておるという状況になっております。登山届には行程とか日程とか参加者情報などを記載して、電子申請にも対応しておるという状況、そういうものが既にあるという状況なので、クイズはありませんが、まずはサイトへの誘導というところではやっていきたいというふうに思っていますが、新たにシステムを構築するということは現在考えておりません。

また、黒河道を含む広域の熊の情報は和歌山県が提供していますことから、登山届の事前提出と併せて、二次元コードはそちらへ飛ぶよう、設置場所はこれから検討せなあかんのですが、登山者が目につくところで、そういうのに飛んでいけるようにということをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君） 13番 田中君。

○13番（田中和仁君） 遭難したときに連絡手段がないんですね。だから、かなり遅くなつてから「帰つてこないな、おかしいな」という感じになる。だから、警察へ出す登山届が実効性があるのかないのかという部分で、緊急電話とか避難小屋を置いてくれたら一番えんかなというふうに考えたわけです。

あんまり時間ないですね。ちょっと最後、質問しておきたいんですけども、どういった

場合に黒河道通行を中止して、どういった場合に再開するのか。例えば目撃情報があったとか、ふんの写真を頂いたとか、そういうもので有力情報になってきますよね。そうしたら、どういった行政は動きをされますか。

○議長（田中博晃君） 経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君） ご質問にお答えします。

基本的に、目撃情報があった場合というのは、市役所も警察とも連携していますので、市役所の農林振興課のほうに情報は入ってまいります。その上で関係者で協議した結果、その対応をしているというのが、これは熊に限らずいろんな獣と呼ばれるものの対応の仕方になっております。

入山規制の話になってくるんですが、登山道で極端に目撃情報が増えたとか、例えば人身事故が発生した場合、こういう場合は県というか警察、警察で入山規制、警察と県で入山規制を行う場合がございます。

こういう場合はパトロールなどによって、市もこれは協力させていただくんですが、安全確認できるまでというのが規制対象期間になつて、その後、段階的に規制解除されるというような、恐らくそういう流れになるのだろうなというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君） 13番 田中君。

○13番（田中和仁君） ありがとうございました。全ての質問を終わります。

○議長（田中博晃君） 13番 田中君の一般質問は終わりました。

この際、15時まで休憩いたします。

（午後2時50分 休憩）

（午後3時00分 再開）

○議長（田中博晃君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番5、14番 南出君。

〔14番（南出昌彦君） 登壇〕

○14番（南出昌彦君） 皆さん、こんにちは。

最近のちょっと、一つ報告させていただきたいんですけども、私、関わっております山田地区のこども食堂、げんき食堂というんですけど、最近来てくれる子ども、親子連れが非常に多くなりました。今月もだいたい80食ぐらい作らなかんということで、スタッフ一同ちょっと気合入れらなかんなということで思っています。

それと学校へ週1回、学習支援、のびのび教室というのをやっているんですけど、それも20人近く子どもが来ておりまして、講師先生、地元の方で10名程度、頑張ってくれています。何か結構生き生きと先生方もしてくれているので、半分任せきりみたいなところあるんですけど、私は雑用係で頑張っています。

ちょっとした報告です。

議長のお許しを頂きましたので、質問をさせていただきます。

一つ目として、本市の新しい学校づくりについてということで、これからの中学校のめざす教育は、生きる力の育成を基本とし、子どもたちが自ら学び、自ら考える教育への転換をめざすとされています。確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する生きる力を育むことがますます重要になっているということは十分理解できるところです。

今後この生きる力を育むために、多様な教育課題に対応するとともに、質の高い教育をめざし、ソフト、ハードとともに環境の整備を図る必要があります。新しい学校づくりについてお伺いします。

一つ目。第2期基本方針にある学校規模の考え方について、小学校は学年2学級以上、それから中学校は学年2学級以上としていますが、

改めてこの考え方へ至った教育委員会の方針を問います。

二つ目。これからの中学校づくりでは、多様な教育目標、活動を支え、促進するため、これまで以上に地域や学校関係者との協力の下で進めていくことが求められると思います。この点についてどのように考えられているか、お伺いします。

三つ目。統合後の学校における小学校の学級数に応じた教員の配置数について、学校規模が大きいほうが教員の負担が大きくなるのかが懸念されますが、教員の負担軽減についてどのように考えているか、お伺いします。

四つ目。(仮称) 橋本市新しい学校づくり推進計画策定については、アンケート調査や対面の各説明会、ワークショップ等の実施で周知されてきましたが、今後も「新たな学校づくり通信」の作成や教育広報紙、また、橋本市の広報誌、パンフレット、新たな学校づくりの動画、それから橋本市のホームページなどを通じて、統合新設小学校についての検討の状況を一つでも多くの方法で今後も周知し、市民に伝える、市民の意見を聞く機会にしてはどうかと思います。どのように考えているか、お伺いします。

それから、次は大きな二つ目、待機児童について。

長期総合計画基本構想で掲げた目標人口2027年時点の総人口は約6万人の維持しています。重点プロジェクトでは出生数の改善等の三つの視点から目標達成のための取組みを設定しています。

また、「橋本市で暮らす人が、希望する数の子どもを持つことができる」まちの実現をめざし、「まち全体で子どもを育む」を重点プロジェクトとして位置づけています。待機児童の解消は少子化対策でもあり、安心して子どもを育てる環境こそが将来的に出生率を高め

る施策であると考えます。待機児童についてお伺いします。

1、直近の待機児童の年齢別、地域別の状況についてお伺いします。

2、保護者が育児休業中、また、特定の施設のみを希望する等の「預けたいけど入れない」などの待機児童にカウントされない隠れ待機児童についても、ある一定数いると考えます。そのことも含めた待機児童解消対策や今後の課題についてお伺いします。

以上、質問とさせていただきます。明快な答弁よろしくお願いします。

○議長（田中博晃君）14番 南出君の質問項目1、本市の新しい学校づくりに対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（今田 実君）登壇〕

○教育長（今田 実君）本市の新しい学校づくりについてお答えします。

一点目の、第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針にある学校規模の考え方へ至った教育委員会の方針についてですが、本方針において、本市のめざす学校づくりとして定めている、めざすべき学びの姿、学校教育でめざす子ども像、めざす学校づくりの重点目標を踏まえて検討を行いました。

めざすべき学びの姿や学校教育でめざす子ども像では、社会情勢や教育を取り巻く環境が大きく変わるなど、複雑で予測困難な社会の中で、子どもには柔軟に対応し、これから社会を生き抜いていく力が必要とされています。

学校の適正規模の考え方については、このことを踏まえ、現在の教育状況、児童生徒数の減少による学校の小規模化への懸念、橋本市立学校適正規模・適正配置検討委員会の答申等から、子どもの学びにとって最善の利益となるよう検討し、定めました。

まず、小学校においては、子どもが多様な学習形態で学び、多様な考えに触れることで、思考力、表現力、問題解決力等が育まれ、急激な社会変化に対応できる力を身につけるために、各学年2学級以上が望ましいとしました。

中学校においては、教員配置を考えると各学年3学級以上が望ましいですが、学校の小規模化が進む中では3学級以上は難しく、幅広く多様な人間関係の中で成長していく大切な時期でもあることから、各学年2学級以上の規模は必要としたところです。

二点目の、これからの中学校づくりにおける地域や学校関係者との協力については、議員ご指摘のとおり、これからの中学校づくりにおいて多様な教育目標や活動を実現するために、学校のみで完結するのではなく、地域や保護者、関係機関との協働が一層重要であると考えています。

本市においてはこれまで、学校運営協議会を設置し、地域の声を学校運営に反映してまいりました。また、共育コミュニティ活動の推進などを通じて、学校と地域が連携して教育活動を進めています。

具体的には、登下校時の安全確保に向けた見守り活動、授業や読書への協力、放課後の居場所づくり、さらに、地域の歴史や文化を学ぶ際のゲストティーチャーなど、多様な場面で地域の方々にご協力を頂いています。

こうした取組みは、児童生徒の安全・安心な学校生活の確保や豊かな学習環境の充実に大きく寄与しています。

からの学校づくりにおいても、学校と地域の連携を一層充実させ、児童生徒が安心して学び、多様な成長の機会を得られるよう取り組んでまいります。

三点目の、学級規模の拡大による教員負担の軽減については、再編統合により学級数が

増加した場合は、教職員数が増加し、学校全体として業務を教職員間で分担できること、教員間での意見交流や助言・支援などが行えることなど、教員一人ひとりの負担軽減につながります。

一方、1学級当たりの児童数が増えれば、議員ご指摘のとおり、その学級を受け持つ教員の負担が一定程度増えることが懸念されます。これまでもきめ細やかな指導が困難な場合には、市独自の判断で非常勤講師を配置し、柔軟に対応してきました。

学校再編後も児童が安心して学校生活を送り、教員が教育活動に専念できるよう、引き続き環境整備に取り組んでまいります。

四点目の、新しい学校づくりに係る市民への周知について、これまでも検討委員会の議論の経過や提言、第2期基本方針の内容や意見交換会、二次元コードを活用した、より多くの方々から頂いたご意見などを市ホームページや広報紙を通じてお伝えしてきたところです。

新しい学校づくり推進計画については、本年8月に開催したワークショップの様子を市ホームページでお知らせしています。今後も可能な限り多くの方法で推進計画や学校再編に関する情報を提供するとともに、その情報は丁寧かつ分かりやすい形で適宜発信したいと考えています。

○議長（田中博晃君）14番 南出君、再質問ありますか。

14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）答弁ありがとうございます。

四点目の質問で、周知についてはしっかりとやっていくということでしたけども、ぜひ教育長か市長かの動画配信を期待しておりますので、よろしくお願いします。

早速ですけども、再質問させていただきま

す。

教育は基礎学力ではないというふうにも思いますけれども、やっぱり子どもも保護者の方も気にするのが、やっぱり確かな学力をめざす上では、子どもたちにとっては非常に重要な部分だと思います。どのように基礎学力の向上を図っていくのか、お伺いします。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）まず、4月には全国学力・学習状況調査が行われます。それと併せて、市独自でも調査を行っています。また、10月には県教育委員会の調査も実施しているところです。

このように、年2回の結果を基に、各学校でそれぞれの学校の状況は分析することはもちろんのことですけれども、市教育委員会としても、各学校のこと、また、各学年の状況のことなどをしっかり分析した上で学校に還元しているところです。

また、指導主事の学校訪問の際には、学校訪問をしたときの指導、そして、校長に対してはヒアリングを通じて具体的な改善方法、学校が取り組むと考えている改善方法に加えて、私たちの提案も加えて実施してもらえるような形で改善につなげていっているところです。

また、教員の指導力向上も大切なことです。採用3年目の若手教員研修や研究主任を対象とした研修を実施しているところです。さらに、退職校長を学校に派遣して、指導主事も同席した上でOJTによる具体的な指導を行うなど、外部人材を活用しながらの教員の資質向上も行っているところです。

次に、学習環境についてですけれども、学習者用端末や電子黒板を活用した授業改善、また、AIDリルを取り入れ、児童生徒の基礎学力定着が進むような整備も行っているところです。今後は学習用端末についても、更

新に合わせまして家庭でも活用できるように通信環境を整える中で、基礎学力の向上につながる取組みをしていきたいと思っているところです。

また、令和7年度については市単独で37名の非常勤講師を配置し、学校が課題として捉えている学習内容についてきめ細かに対応できるような個別支援を行えるよう配置することで、基礎学力定着の支援を行っております。

また、教材の面についても、新聞記事を活用した読解問題、また、語彙確認、論理的思考力を促す学習などにより、読解力、情報整理力、時事問題への関心を高めることを目的に、「よむYOMUワークシート」というのを全ての学校で実施しておるところです。成果が少しずつ上がってきていると聞いております。

これに加えて、生活習慣についても基礎学力とはしっかりと関わってくるところなので、家庭とも連携しながら家庭学習の推進にも取り組んでいるところです。

このように、一つということではなく、多方面から基礎学力の向上への取組みというのを実施しておりますし、今後もこの充実に努めていきたいと思います。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。全国学力テストにおいても、徐々にですけどもレベルが上がっているという話も聞きます。今、教育長が答弁していただいた中でも、やっぱり教員の指導力の向上を含めて、しっかりとレベルアップできるように、よろしくお願いしたいと思います。

そこでまた、再質問させていただきます。

確かな学力の確立ということで、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させる令和の日本型学校教育を構築することが求められていることは理解できます。

その子どもが本当にこれから的人生100年時代をより豊かに生きていけるように、それぞれの存在を認め合い、それから、それぞれの可能性を最大限に發揮しながら幸せな社会を共につくっていく、生きる力、社会力を生涯にわたる学びを通して育んで、変化の激しい社会を乗り越える、生き抜く力を身につければなければならないというふうに思います。

そのことは学校として非常に責任重大ですし、私も子どもにはやっぱりこの生きる力、生き抜く力が重要ではないかなというふうに思います。どのように育んでいくのか、お伺いします。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）ただ今ご指摘いただいた部分については、本当に大事な部分と考えます。私自身はそれに向かう方向性としては、児童生徒が学ぶことへ主体的に関わる力を持つていくこと、これに尽きるかなと思っております。

その根拠になるのは、全国学力・学習状況調査というのは勉強の面で、認知の面での調査をするだけではなくて、学習へどういう姿勢で向かっていますかというような、児童生徒質問紙ということで子どもの意識を調査している部分があります。

その中で、自己肯定感とか学習への理解度、先生の指導について問う項目があるんです。具体的にいうと、自分にはよいところがありますかということとか学習をどの程度理解していますかとか、そして、先生は分かるまで熱心に指導してくれますかという、そういういた項目なんですけれども、実は橋本市の小学生、中学生、この項目が非常に全国平均より高い状況にあるんです。すごくうれしく思っております。先生方が一生懸命教えてくれている。

そして、そのときにはしっかり分かった状

況になっているということなんやけども、けども、そうしたらやってみたらどうやったかといったら、ちょっと課題があるよと。そうしたらどこに課題があるかといったら、やっぱり子ども自身が学びに向かうというのを主体的に捉える力を持つていくことで、そういう思いが持続できるようになるのではないかなどと、そんなふうに考えるからです。

具体的には、自分で目標を設定して、振り返り、責任を持って行動する学びを、それも体験を通じて身につけていくこと、また、自分だけの学びにとどまらず、先ほどご指摘いただきましたが、他者と連携したり協働したりしながら課題解決することが重要なポイントだと考えています。

具体的な例でいいますと、例えば、総合的な学習の時間で地域課題を児童生徒と地域の方と共有します。そして、その解決の目的を協働して設定します。調査や考察をそれも協働して実施していきます。そこで明らかになったことを、そうしたら子ども自身が行動に移すにはどうしたらいいかというようなことを考える、といった過程を取り入れた学習を通して、主体的に関わる、学びを通して地域に貢献するといった体験をすることができると思うんです。

このような学びの過程においては、児童生徒が学ぶということへの意義とか自分の存在意義なんかも実感することができると思うんです。こういった学習をしっかりと取り入れていく。

一方で、1番目に再質問いただいた、基礎学力をおろそかにしていてはこれは駄目です。だから、こういったことの両輪ということが大事かなと、そんなふうに考えます。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。一つ目、二つ目の質問については、やっぱり

学校の基本的な柱になるところかなというふうに思います。

そこで、再質問させていただきます。

和歌山県も橋本市も全国的に見て、いじめ件数は児童数から見て全国平均より多いと考えます。まずはそのことをつけ添えたいと思います。

そこで、いじめだけでなく、いろいろな原因から学校へ来れなくなったり、そして、不登校の子どもたちに対する考え方というところを質問させていただきたいんですけども、やっぱり学校の魅力そのものを大きくする必要があるのかなというふうに思います。

不登校にもいろいろあって、全く学校に来れない生徒もいれば、学校には来れるけど保健室で過ごす、別室で過ごすという子もいます。でも、やっぱりちょっと居心地が悪いと。本当の居場所にはなっていないんじゃないかなというふうに思います。結局、足が遠のくことになります。

そこで提案ですけども、学習の補習や不登校の対応等を行うことができる「みんなの教室」的な場所が全ての学校にあるといいんじゃないかなというふうに思います。さらには、教職員やソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置についても充実を図る必要があると思います。どのように考えるか、お伺いします。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）子どもたちが学校へ行くことに対して魅力を感じることが大事だというご指摘を頂きました。すごく大事なことだと思います。

それは、校長会等でこの話をテーマとして協議する中で、改善に向かっている子どもというのはどういう傾向がありますかというようなところで話を聞いたときには、必ず一番目にこの話が出てきます。学校の魅力。

それともう一個出てくるのが、学校で学ぶことへの見通し。例えば、今日はどんなことするんだ、今週はどんなことするんだということを分かっているということは、子どもにとって学校へ行く意義というのが出てくるからと違うかなと。これはもう予測ですが、そういうことから、子どもは改善傾向につながっているという話を聞きますので、そこはすごく大事なところだと思います。

けれども、すぐに教室へ行けてという状況にならないときには、そこへ行くステップとして、今、提案いただいていると思うんですけども、今年度から、まだ中学校だけなんですけれども、そういう場所を開くための非常勤の担当者を置いて、その居場所とともに人をつけているという取組みを始めました。

まだ半年ぐらいの取組みなので、十分な成果、これから課題というのを検証はしていないんですけども、今後ともそういうところの情報を取り入れる中で、次のステップへつなげることができないかなということを考えています。

そういうことを考える際に絶対必要になってくるのが、専門的な知識を持っているスクールカウンセラーであったりスクールソーシャルワーカーの存在です。

現在、各学校には県教育委員会が任用する形で、非常勤として全ての学校にスクールカウンセラーが配置されています。また、スクールソーシャルワーカーは2名配置されています。これに加えて、教育支援センターでは2名のカウンセラーを常駐させています。各学校のニーズに応じた形で、今の人員を活用しながら、学校の支援、また、児童生徒の支援を行っているところです。

今後、先ほど言ったような取組みを進める中では、こういった方々の意見をしっかりと取り入れながら進めることができたらなと、そ

んなふうに考へてゐるところです。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。ぜひここの点、やっぱり不登校の子どもたちもやっぱりみんな子どもですので、よろしくお願ひしたいと思います。

そういう意味では、やっぱり学校は子どもが主役であるということは誰しもが認識していることであろうかなというふうに思います。そこでやっぱり、現在、学校と地域の連携、また、協働を推進する仕組みとして学校運営協議会、また、共育コミュニティ、それから放課後子ども教室というのもあるのかなというふうに思います。

これらの体験活動等の既存の体制、さらには、学校支援ボランティアであるとか、また、教育活動を支える人たちがたくさんいると思います。これらの仕組みは統合後も非常にやっぱり重要であるというふうに私は思います。

ここはやっぱり、学校と地域がより一層連携することにより、子どもの生きる力を育み、それからまた、子どもたちをやっぱり守ることにもつながるのかなというふうに思います。そこで地域も、元気、活力をもらうんじやないかなというふうに思います。

例えば、連携を強化する方法として、これも私の個人的な提案なんですけど、学校施設を地域へ積極的に開放することで、また、同時に開放部分の配置やゾーニング計画の工夫によって、防犯性に配慮した学校づくりにつなげられるのではないかというふうに思います。

例えば、出入口のところの教室を地域の方々に開放できるようなスペースを取るというふうなことで、防犯意識をしっかりと持って配慮した学校づくりにつなげられるのではないかというふうに思います。

このように地域との連携強化についてどの

ように考へてゐるか、お伺いします。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）教育委員会として、今ご指摘いただいたところは本当に今まで大事にしてきてるところです。地域との関係をつくりながら協働で教育活動に加わっていただくということは、なかなか当初からすると時間がかかるんですけども、それがしっかり根づいてきて、着実に進められているかなという認識を持っているところです。

今回、今、策定途中でありますけれども、推進計画の中では、協働で使える場所、いろいろ学校に関わってくださる方々がおてくれる場所、そういうところをつくっていこうという計画を組み入れています。共創空間をつくっていこうという提案で書いていますけれども、それはやっぱり、関わってくれている方々と話をしていると、活動の拠点というのがあったらやっぱり違うよねという話は、これはよく聞かせてもらいます。

これについては、そういうところが現時点でもつくれているところもあるんですけども、つくれていないところのほうが多いです。しっかりこのところは、どの学校にも配置できたらいいなということで、どうにかできないかということで今考へてゐるところです。

そこに場所をつくることによって、人が集まり、支援の協議ができたり、支援の活動の充実につながるようなことがしっかりとその場所で協議されていくのかなと思いますので、今後はそういうところを拠点とした活動を充実させていく方向で考へておるところです。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

先ほど壇上で学習支援の話もさせていただきましたけども、やっぱり地域の方というのほんまに子どものことが大好きだと思います。子どもと関わって自分たちも元気をもら

って、地域も活力を持ち、そしてまた、子どもも生きる力を育んでいけるということは、本当に地域にとっても子どもにとってもメリットが大きいのかなというふうに思います。ぜひともこの辺を強化していただけるように、よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、質問をさせていただきます。統合準備委員会についてちょっとお聞きしたいと思います。

これからの中学校づくりでは、多様な教育目標、活動を支え促進するためには、これまで以上に地域や学校関係者の協力の下で進めていくことが求められると思います。この点について、やはりとりわけからの公立学校は、前から言われている開かれた学校からさらに一歩踏み出して、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを、やはり学校だけと違うて、地域住民の方々と共有して、地域と一体となって子どもたちを育む取組みを推進していくことが必要ではないかなというふう思います。

そこで、やっぱり統合準備委員会は本当に重要なポイントになってくるのかなというふうに思います。段取り八分とよく言われますけれども、やっぱり学校も地域もこれからが重要で、力を発揮するところかなというふうに思います。

まずは開校までの準備期間、どのような統合準備委員会をつくって、そしてどのような取組みや協議を考えているのか。学校は子どもが主役ですので、子どものためにどうやっていくのかということをからの準備期間で考えていくてほしいかなというふうに思いますけど、どのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）これからの学校とい

うのは開かれた学校からさらに一步進んで取組みしていくかなあかんというご提案でした。まさにこの考え方というのは、先ほどから言っている推進計画の中で私たちも大切にしたいコンセプトの一つだと捉えています。

具体的にいいますと、現在、学校運営協議会と共育コミュニティの関係者の合同の会議というのをちょっと前から実施しておりまして、その会議の中では何を話してもらっているかというと、例えば、中学校区ごとでそれは話をしてもらっているんですけども、この中学校区ではどんな学校、どんな子どもになっていってほしいということを地域の人たちと、まさに先ほど言ってくれた、めざす姿を共有する、そんなの意見を出すという会議にしてもらっているんです。

それでできたものを私たちはグランドデザインと言っているんですけども、この中学校区において、学校はどんなことします、家庭はどんなことをしてくださいね、地域もこんなことしますよということを、それぞれ共有できるような一つのシートになっています。

それというのは1回作ったら終わりというだけではなくて、その都度その都度、何度も話し合いしながらブラッシュアップしていくということを今も続けているところです。これが共有するものなんです。

こういったものを基にして、もしもこの場で学校再編が実現するとなったら統合準備会というのをつくっていくことになるんですけども、その際にはそういった、今まで話をしていることを基にして、そうしたら、例えば、めざす学校像、めざす児童像、特色ある教育内容や活動を設定した教育課程の在り方を共有して、学校名や校歌、制服、また、通学の安全や防犯に対する対策、学校区における地域と学校との協働などを話していくことができたらと思っています。

今さらっと言いましたけれども、一つ一つ大変時間かけて話をしていかないといけない中身かなと思います。まさにここで話すること自体が地域づくりにもつながると考えているからです。ですから、しっかりと、こういったことを時間をかけて統合までに話していくことができたらと、そんなふうに思います。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。ほんまに、ぶっちゃけ私にとっては理想的な答弁やったのかなというふうに思います。

やっぱりこれから準備の期間はほんまに重要やなと思います。それと、いかに地域としっかりと、問題点であるとか課題であるとかというのを共有していく、一緒に考えていくということが子どもたちにとって大事なことかなというふうに思いますので、ぜひともしっかりと意見交換なり協議をしていただけ、新しい学校づくりが成功するように、よろしくお願ひしたいと思います。

一つ目、これで終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、待機児童に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（犬伏秀樹君）登壇〕

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）待機児童についてお答えします。

一点目の、直近の待機児童の年齢別、地域別の状況についてですが、本市において、国が実施する4月1日時点の待機児童調査における待機児童はこれまで発生したことはありませんが、国の調査では計上されない、特定の施設を希望されたことによる待機児童は一定数発生しています。

直近の令和6年度では、年齢別で0歳児18人、1歳児12人、2歳児2人、3歳児1人、4歳児6人、5歳児0人の合計39人となっており、地域別については中学校区別で、橋本

中央地区6人、紀見東地区14人、隅田地区9人、紀見北地区7人、高野口地区3人となっています。

二点目の、待機児童解消対策や今後の課題についてですが、一点目でもお答えしましたように、国の調査では計上されない、いわゆる隠れ待機児童は一定数発生しているものの、市内各園の定員数は確保されていると考えています。

そのような中で、待機児童対策についてですが、令和7年度より保育ニーズの高い0歳児から2歳児の定員数を市内全体で50人増やしています。また、一時預かり事業やファミリーサポートセンター事業など、入園が決まるまでの間の育児負担を軽減し、保護者が安心して子育てに取り組めるよう、子育て支援事業を実施しています。

併せて、令和8年度より、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず通園が可能となることでも誰でも通園制度を開始する予定です。

引き続き、待機児童の状況を注視しながら、必要な対策を検討していきたいと考えています。

○議長（田中博晃君）14番 南出君、再質問ありますか。

14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）答弁ありがとうございます。

先ほどの新しい学校づくりもそうなんですが、やっぱり未就学の子どもたちから小学校、中学校へつないでいける体制というのは非常に重要なことかなというふうに思います。

それで、今回、待機児童の質問をさせていただいたのは、20代の現役の子育て世代の方からの声を直接聞くことができたことから、

この質問をさせていただくことになりました。

その方の話を聞いていますと、やっぱり働かなければ食べられない。けれど、働くためには保育園に子どもを預けなければいけない。でも、希望する保育園に入園することができないから働くことができない。就労証明が取れないから保育園に預けることができない。この無限ループに陥り、日々頭を抱えているんですよという話で、切実な思いで話をしてくれました。

そこで再質問なんですけども、先ほど隠れ待機児童の答弁をしていただきましたけど、ここ数年の隠れ待機児童の人数と理由が分かるようでしたら、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）お答えいたします。

まず、令和4年度でございますけれども、隠れ待機児童が28人というふうになっておりまして、そのうちの26人が特定の園を希望したことによるという理由となってございます。あと、令和5年度につきましては隠れ待機児童は38人いらっしゃいまして、この全てにおいて特定の園を希望したことによると。

令和6年度は先ほどお答えいたしましたように39人ございまして、そのうちの38人が特定の園を希望していたという形になっております。本年度、令和7年度につきましては現在40人という形になってございまして、うち37人が同様に特定の園を希望しているという形で聞いてございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

この特定の園を希望という理由ですけども、一見何かちょっとぜいたくな理由かなみたいなところを感じる方もおるかも分かりません

けども、保護者の方にとったら、やはり希望する園を1園のみに絞るのはなぜなのかというところをやっぱり解いていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

様々な理由があると思いますけれども、例えば、小さい子どもを育てながら働く保護者の方というのは、朝起きて子どもにご飯を食べさせます。そして、保護者は落ち着いてご飯を食べる暇もない。子どもにご飯を食べさせながら、立ったままご飯を頬張って食べているという状況もあるのかなと思います。

それから保育園に行く準備をして、子どもを保育園に送って、ようやく自分の職場へ向かうと。それがやむなく別々の園に預けている保護者の方もいらっしゃるケースもあります。そうなったら、出勤前に2か所の保育園に子どもたちを送って、そうしてようやく出勤ができると。

希望する園に入園ができずに、職場と反対の方向の保育園に預ける方もいらっしゃるというふうに思います。それが1年で転園できない場合もあります。橋本市は転園よりも新規入園の申込みのほうが優先なんですね。だから、翌年も1年間その生活がずっと継続するケースもあるんじゃないかなというふうに思います。少し想像してみるだけでも、本当に大変なことだと分かるというふうに思います。

だからやっぱり、少子化対策、子育て支援の対策や支援というのはやっぱり現実を見て、それとかけ離れてはちょっと困るんじゃないかなというふうに思います。やはり保護者の潜在的なニーズに応えるためにも、4月1日だけの待機児童ゼロということで収まるのではなくて、本来の意味の待機児童ゼロをめざすべきだというふうに考えます。その点、どのように考えているか、お伺いします。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）お答えいたします。

今、議員ご指摘いただきましたようなことを私も感じてございます。ただ、今、その隠れ待機児童の中で、特定の園をというところで議員いろいろ例を挙げておっしゃってくださいましたように、かなりそのニーズの内容といいますか、本当に個々様々、多種多様だというふうに思います。

市がなかなか単独でその全てに対応していくというのは難しいところも正直あろうかと思うんですけれども、隠れ待機児童を少しでも解消できるように、例えばこれまで保護者からの相談を受けさせていただいた際は、単純にもう定員がもうこの園、希望されている園はもういっぱいだから、もう無理ですよという話ではなくて、その園に対して、園の様々な基準、また、運営状況等もあろうかと思うんですけれども、何とかお受けしていただくことができないか等々、利用調整させていただいた中で、そこでもちょっと無理だということでしたら待機という流れでお願いしているというようなところもございます。

引き続きそのような調整等を行うとともに、先ほどもお答えさせていただきましたような事業、対策、また、窓口での保護者のご要望、相談というのをしっかりとお聞かせいただいて、確認させていただいた中で、こちらとしてその方々に必要な情報提供というのもしっかりと行いながら、保護者の方が自分たちのニーズに合った正しい選択を行うことができるよう、そして、少しでも待機の解消というができるように、今後も努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）答弁ありがとうございます。いろいろ工夫はしていただいているの

は十分承知しております。よろしくお願ひします。

そこで、再質問させていただきます。

人口は維持したいと。6万人を維持したい。税収も上げたい。また、出生率も上げたい。潜在的な待機児童もゼロにしたい。誰もが思うことなのかなというふうに思います。

しかしながら、現状を見てみると、平成25年から29年時点の本市の合計特殊出生率は1.32で県下最下位です。それから、平成30年から令和4年の出生率は1.29、これ大分よくなりまして、県下で26位になりました。ただ、全国的に見れば1,300位であるとか、そういうレベルであるというふうに思います。

やっぱりこの辺の、子育てしやすい日本一のまちをめざすまちというふうに考えるとしたら、この辺のところも一つはキーポイントになるんじゃないかなというふうに思います。やっぱり待機児童等がゼロでないと、安心して出産もできないし働けない。それから、安心して橋本市へ移住できない。この辺がやっぱりちょっと考える必要があるのかなというふうに思います。

そこで取りあえず、待機児童では対応できない場合の一つの方法として一時預かりという方法があるのかなというふうに思います。ここを考えてみると、現在、市内のこども園の一時預かりというところの実績はどうなっているのか、ご答弁をお願いします。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）本市の一時預かり事業、一般型の令和6年度の実績についてでございますけれども、市内3園、利用定員が延べ人数になるんですけれども4,200人に対しまして、実際の利用児童数は延べで994人ということで、約25%弱というような形になってございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

僕その数字を聞いたときにやっぱり思うのは、何でこの数字が低いのかなというふうに思いました。そこで、ほかの自治体も若干調べた中で、ひょっとしたらという点がちょっと気づいた点がございます。

それは、例えば、橋本市は午前8時から午後5時まで、3歳未満の1歳児であるとか2歳児は8時間までは3,000円で預かってくれます。1時間延長につき600円というふうな料金体系になっております。これよくよく考えてみると、3,000円で20日行くと、もう単純に6万円と消費税か何かついて6万6,000円です。ここには食事はついていないわけなんです。だから、7万円、8万円、月に子ども1人を一時保育してもらうのに要るわけなんです。

20代の子育て世帯の方が、どれだけ収入があるのか分かりませんけど、この1人預かってもらうだけで7万円、8万円要る。これで果たして子育て日本一につながるのかというところかなというふうに思います。

そこで、参考なんですけど、和歌山市はこれが1日につき1,900円です。それから泉佐野市は月額3万5,000円が天です。枚方市も3万3,400円。これ全部、給食費も入っています。神戸市なんかは無料、河内長野市も無料の園もありますし、双胎、2歳児やったら1時間250円、また、1歳児やったら300円超で、2,000円から二千四、五百円で預かってくれます。やっぱりこの辺もちょっと改善していかなければ、ほんまに子育て世帯、橋本市へ住んでくれるのなというふうな点が気になるところかなというふうに思います。

でも、精いっぱい今はやってくれていると思うんです。でもやっぱり、人口もやっぱり維持したい、それからやっぱり子育て世帯に

もしっかりと、先ほどの市長の辻本議員の答弁でもありましたけども、やっぱり子育て世帯に優しいまちづくりをしていきたいというふうなことを考えるとするならば、若干この辺やっぱり改善の余地があるんじゃないかなというふうに思いますけど、その点どう考えますか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）一時預かりの利用料金についてのご質問でございます。

実際に県下の中でも本市の利用料金よりも、今、議員おっしゃっていただきましたように、金額的に抑えられているところもあれば、逆に本市よりも高いところもございます。

実際に、本市のこの金額の根拠につきましては、この一時預かり事業の国の実施要綱で定められてございます基準額というのを採用して、本市のほう実施しております。その辺り、これ実際に料金を下げるというような形になってまいりましたら、この辺り園のほうに入ってくる歳入となってまいりまして、園のほうの給付費にも影響が出てくるところというのもございます。

ですので、議員、今ご指摘いただいておりますような他市の状況等も調査・検討のほうはさせていただこうかなというふうには思いますけれども、本市の今の状態、また、園の運営にも影響が出かねないというところもございますので、その点についてはご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

今現在、本市の一時預かりについては一般型という一時預かりの預かり方法をされております。今お話しした自治体、私インターネットで調べたので、いや、料金が安いとこばかり選んで今述べたのではなくて、たまたま

調べたところが全部そうやったというだけのことです。

それで、そこはほとんどが待機児童型という一時預かりをしています。子育て支援制度の中でそういう制度も今できていますので、その辺はしっかりと研究をされて、早く橋本市に移住したいなと思える、保育園に預けることができなくとも当面は一時預かりでも預かってくれるよという形で対応できるように、ほんまに子育てに優しいまちづくりのために取り組んでいただきたいなと思いますけど、そういう質問を再度させていただくと、やはり市長に一言、やさしいまちづくりについてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田中博晃君）市長。

○市長（平木哲朗君）確かに、そういうふうに保護者の負担を減らしていくというところも非常に大事かなとは思います。ただ、やはり、受け手側もそうなると保育士の雇用というのも、通常保育以外にそこに保育士を雇用していくとなったときに、本当に収益が上げられるのかというところも問題があると思います。

やっぱり、お金の要る話ばかりを今日はたくさん頂いていて頭が痛いんですけども、どうやってそのうちの優先順位を決めて、どこから始めていくかというところを考える。

国の補助制度もどうなっていくのかという、ちょっと分からぬところもありますし、また、令和8年からこども誰でも通園制度という制度を動かしていきますので、全体の費用がどれぐらいかかるのかというところもやっぱり見ないと、財源もないのに無理にやっていきますとほかのところでマイナス面が出てくるかなと思いますので、一度いろいろ検討させてもらった中で、何が一番いいのかというところは検討していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）答弁ありがとうございます。

自治体の中には、各保育園・こども園へ保育士を雇用するために10万円を助成するというような制度がある自治体もあったかと思います。今、市長がおっしゃってくれましたように、やはり国の制度もしっかりと研究していただいた中で、また機会があれば、11月にも陳情に行かれると思いますので、ぜひとも前向きに進めていけるように、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（田中博晃君）14番 南出君の一般質問は終わりました。

この際、16時10分まで休憩いたします。

（午後3時58分 休憩）

（午後4時10分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長より申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

それでは、日程に従い、一般質問を行います。

順番6、10番 垣内君。

〔10番（垣内憲一君）登壇〕

○10番（垣内憲一君）それでは、本日のラストバッターということで、頑張らせていただきます。

今回は2項目。

まず、1、先人への感謝と敬意を象徴するモニュメントの設置について。

現在、私たちが平和で安定した生活を送るのは、戦後の混乱や自然災害、経済の浮き沈みといった情勢を乗り越えてきた先人のたゆまぬ努力と数々の苦難の上に成り立ってい

ることは、紛れもない事実であります。しかしながら、今に生きる私たち、特に子どもたちにとっては、その歴史的背景や苦労を目にする形で実感したり感謝や敬意の気持ちを育む機会が十分にあるとは言い難いのが現状です。

そこで提案したいのが、先人への感謝と敬意を象徴するモニュメントの設置です。これは単なる記念碑ではなく、先人の歩み、地域の歴史・文化、また、未来への希望を象徴するシンボルとして、学校教育や地域行事と連動させることにより、子どもたちがその存在に触れることで感謝の心を生んでいけるような場とするものです。

以下、本市の見解をお伺いします。

1、地域の先人の功績を子どもたちに伝える施策として、現在どのような取組みがなされていますか。

2、義務教育、社会教育における情操教育への取組みについて。

3、先人への感謝と敬意を象徴するモニュメントの設置について、道義的、教育的、文化的観点から必要性をどのように考えてていますか。

質問2、(仮称) 橋本市新しい学校づくり推進計画の策定について。

第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針を受けて、本市は現在、(仮称) 橋本市新しい学校づくり推進計画の策定に取り組まれています。

先日、新しい時代の学校を考えるワークショップを開催されましたが、学校再編を包含するという推進計画の策定について、進捗状況をお伺いします。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君の質問項目1、先人への感謝と敬意を象徴するモニュメントの設置に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）先人への感謝と敬意を象徴するモニュメントの設置についてお答えします。

まず、地域の先人の功績を子どもたちに伝える施策として、現在どのような取組みがなされているかについてですが、本市で、令和6年4月に橋本市岡潔数学体験館を柱本小学校内に開館しました。この施設は、世界的数学学者で名誉市民でもある岡博士の功績を展示するとともに、来館者が数学や算数に興味、関心を持ってもらえるよう、教材の展示や、主に小学生を対象とした算数教室を開催しています。

また、本市は前畠秀子・古川勝顕彰活動委員会と連携し、小・中学校や高等学校への出前授業を行い、その功績を伝えています。さらに、子どもにも分かりやすく功績を知ってもらうため、漫画本を作成し、配布もしています。

加えて、令和7年4月に開館した新しい郷土資料館では、岡潔氏、前畠秀子氏、古川勝氏の3名の等身大パネルを展示し、郷土の偉人の功績を紹介するスライドショーや年表の展示も行っています。

これらの取組みにより、地域の先人の功績を子どもたちに伝えています。

二点目の、義務教育社会教育における情操教育への取組みについてお答えします。

本市は児童生徒の豊かな心を育むため、道徳科の学習を情操教育の柱と位置づけるとともに、学校教育全般を通じてその充実に取り組んでいます。

道徳の授業では「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」の内容項目を扱っています。これは小学校段階から中学校段階まで一貫して重視している項目であり、郷土の歴史

や文化を学ぶことを通して、先人たちの多大な努力や犠牲の上に現在の社会が築かれていることを理解させ、感謝と畏敬の念を育むことに努めるものです。

また、道徳の授業以外にも、社会科や総合的な学習の時間、特別活動といった教科横断的な学習活動を通じて情操教育に取り組んでいます。具体的には、地域の歴史や伝統行事、産業等について調べたり地域の方々から直接お話を伺ったりする機会を設けています。これらの活動を通して、児童生徒の郷土への誇りや愛着を育むとともに、地域の先人が培ってきた知恵や努力に対する感謝の気持ちを養えると考えています。

このような一連の学習を通して、児童生徒自らが地域社会の一員であるという自覚を養い、将来にわたり郷土の発展に貢献しようとする態度を育成することが重要であると考えています。

三点目の、先人への感謝と敬意を象徴するモニュメントの設置について、道義的、教育的、文化的観点から必要性をどのように考えるかについてお答えします。

前述の答弁において、本市の学校や社会教育施設等において先人への感謝の気持ちを養うことやその功績を伝える取組みを紹介いたしました。

議員おただしのモニュメントを設置することにより、多くの方に見ていただくことで顕彰効果はあると思いますが、現状行っている取組みを継続することで、子どもに先人や偉人への敬意は引き継がれると考えます。

よって、モニュメントの設置については現在のところ考えていませんので、ご理解をお願いします。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君、再質問ありますか。

10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ご答弁ありがとうございます。

今回、先人への感謝と敬意を象徴するモニュメントの設置について一般質問をさせていただいたのは、今の自分たちがあるのはまちのために尽くしてくれた多くの人がおられるおかげということで、市民や、特に子どもたちに知りたいという思いがありました。

その中で自分に何かできることがないかなということで今回質問させていただいたんですけども、それでは、何点か再質問をさせていただきます。

名誉市民3名の偉人の功績を子どもたちに伝える取組みについては分かりましたが、そのほかになりますが、答弁の中に道徳の学習を挙げられましたが、具体的にはどのような授業をさせているのか、事例を教えていただきたいと思います。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）道徳の授業の中で取り扱わなければならない内容項目というのがあります。小学校、中学校で、学年にもよるんですが、高学年以上は22の項目が設定されています。

壇上での答弁にもありましたように、伝統文化の尊重や国や郷土を愛する態度というのもその項目の一つです。その項目に関しましては、日本各地に伝わる祭りとそれらを支える人々の思いであるだとか、ふるさとの魅力、郷土のために活動する人々、伝統を守る和菓子職人の思いといった題材が教材として取り扱われているところです。

また、それ以外の内容項目に関する学習では、アイヌ文化の伝承者、富士山のガイド、差別と闘う裁判官、旭山動物園の園長など、様々な人々の生き方や考え方を教材として取り扱っているところです。

これらの教材を通じて、先人たちが多大な努力や犠牲を払って築き上げた現在の社会について理解を深めたり、感謝と畏敬の念を育むことをめざしたりしているところです。

また、それぞれの人々の生き方や考え方を自分自身に重ね合わせることによって、児童生徒が自らの将来の生き方を考える機会に、道徳の授業では行っているところです。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）具体的な事例、本当によく分かりまして、ありがとうございました。

教材を通しての様々な人々の生き方や考えもそうですが、先人たちの努力や数々の苦難を払い築き上げられてきた現代のこの社会について理解を深めることができ大事なところやと思っております。

次の質問ですが、道徳の授業以外の学習活動を通じて、地域の先人が培ってきた知恵や努力に対する感謝の気持ちを養えると答弁がありましたけども、児童生徒自ら地域社会の一員であるという自覚を養うために、どのようなことが大切だと考えていますでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）こういった学習というのは、教師が一方的に話をして知識を子どもたちに伝えるというだけでは、やはり子どもの心の中に響いていかない、また、行動の変容につなげていくことはできないと、そんなふうに考えます。

児童生徒が主体的に課題を設定して探求することが重要だと考えています。また、その過程で児童生徒が地域の課題に対して何らかの貢献を行う体験を積み重ねることで、自覚というのも生まれてくるだろうし、地域への愛着というようなものも生まれてこようかと、そんなふうに思います。

具体的な例として、地域社会における課題として防災をテーマに取り組むというのはそ

れぞれの学校でよく行ってくれていることです。例えば、地域のハザードマップや防災のパンフレットを作成すること、地域住民と協力して行う避難訓練や防災訓練などの活動を通じて、児童生徒は自身の役割を果たし、地域住民との協働を経験する機会となると思います。

このような取組みによって、児童生徒は単に知識を得るだけではなく、地域の課題解決に向けた具体的な役割を認識したり自分自身ができる行動を考えたりといったことにつながっていくことで、社会の一員としての自覚というのを感じることができますし、そういった体験を積み重ねることで考え方をしっかりと身につけていくことができるのではないかと、そんなふうに考えております。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

子どもたちが地域の活動に参加するというのはとても大事なことと思っております。私も毎朝、子どもたちの見守りをさせていただいているが、子どもたちは勉強だけではなく、いろんな経験をしていただきたい、周りの地域のことにも思えるような子どもに成長していただきたいというのが私の思いです。

それでは、次の質問ですが、郷土の先人には、答弁にあった3名の名誉市民のほかにも郷土のために尽くしてくれた方はいると思います。このような方々の伝えるべき功績を後世に伝えることはできていますか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）一例をお答えさせていただきます。

橋本市郷土資料館には、昔、橋本のまちが塩の商いで発展したこと、塩商人が塩市仲間を形成してまちの繁栄を支えていたこと、当時の塩市仲間によって寄進された石の灯籠が橋本市指定有形文化財になったことなどを紹

介しております。また、大畠才蔵さんが手がけられた小田井の用水につきましても、約36キロメートルに及ぶ大規模な工事が行われていることを紹介しております。

一例としては以上です。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。本当にそうやと思います。塩市や小田井用水の工事に関わった方もと思いますので、引き続き郷土資料館で子どもたちに紹介していただきたい。また、今、説明いただいたほかにも郷土に功績を残された無名の方もおられたくさんいると思います。

次の質問ですが、大人に向けて先人の功績を継承するという情操教育の取組みは行っていますでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

大人に向けての情操教育では、文化的活動を通じて知性や美的感覚などを養うものがあります。現在、公民館では様々なサークルが文化的な活動を行っています。また、橋本市岡潔数学体験館におきましては岡潔箴言教室を開催し、岡潔博士の著書「春宵十話」を題材にし、情緒について意見交換などが行われております。

以上です。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

公民館だよりとかでも紹介いただいておると思うんですけども、偉人や先人の功績を大人が知ること、それを子どもたちに伝えることがもっと功績を広めていけるんちゃうかなと、子どもたちに、思いますので、そこはもうちょっとしっかりとやっていただきたいと思うのと、次の質問ですが、実は今回、一般質問にあたって、もう一つ、本当の思いというか、思いがありました。

今の自分たちがあるのは、我が国を命をかけて守ろうとしてくださった、戦争で亡くなられた先人の方々です。先人の一例として、戦没者に対する感謝と敬意を象徴するモニュメントを設置することはできませんか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）戦没者に係るモニュメントの設置についてでございますけれども、平成7年に合併前の旧橋本市の市制施行40周年記念事業の一環で、戦後50周年記念事業というのを実施しております、その事業の中で橋本市運動公園内に平和の祈念碑というのを建立しております。

祈念碑には「平和」の文字とともに、「世界の恒久平和 橋本市のさらなる発展」、加えて「国難に殉じた戦没者の御靈がとこしえに安らかならんことを祈願して」という文章が刻まれており、この祈念碑の建立にあたっては、議員のご質問にございます戦没者に対する感謝と敬意の気持ちというのが込められているというふうに考えております。

子どもたちをはじめ市民の皆さんには、戦没者の方々への気持ちを伝える場として、また、感謝の心を育む場としてこの祈念碑を活用していただければというふうに思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。運動公園内に平和の祈念碑というのがあるのは分かっておるんですけども、それはそれで感謝と敬意を表するところであります。今を生きる私たちにとって、特に子どもたちにはもっとその存在というのを知っておいていただきたいと思います。

次、最後の質問になるんですけども、運動公園内に平和の祈念碑はありますが、これまで地域のために尽力してくれた先人を思い、

子どもたちが感謝を捧げる空間づくりについてはどう思いますでしょうか。

私は、ほかにも公的な場所に先人の功績をたたえるモニュメントを設置することが子どもたちへの教育効果につながるという思いがあるんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

確かに、モニュメントなど目に見える形や特定のスペースによる空間づくりは顕彰という一つの手法ではあると考えますが、本市では子どもたちに先人の功績を伝えるために体験型学習や地域学習を推進しております。子どもたちへの教育効果としましても、今後これらの活動をより進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

戦後の混乱や経済の浮き沈みといった情勢を乗り越えてきた先人の努力と犠牲の上に成り立っていることは紛れもない事実でございます。前々からこの一般質問はしたかったなと思っていました。

今を生きるにあたり、特に子どもたちにとって、先人の苦労を目に見える形で伝えられる、実感できる公的な空間を提案したかったので質問させていただいたんですが、その中で、子どもたちへの、地域への先人が培ってきた知恵や努力に対する感謝の気持ちを養える学校教育、生涯学習などをご答弁いただいたことは、今回の質問には意義があったと思います。

やっぱり忘れてならないのは、偉人と呼ばれる先人はもちろんですが、橋本市には橋本市を愛し、橋本市でお亡くなりになられた一般の先人もたくさんおられます。その人たちも一人ひとりが橋本市に税金を納め、その

時々の橋本市の発展を支えてくれた人、今はいない、見えない、そんな人たちへの感謝の思いを、今の時代だからこそ私たちは忘れてはいけないし、考え、行動すべきだと思います。

以上で一つ目は終わらせていただきます。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、（仮称）橋本市新しい学校づくり推進計画の策定に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）（仮称）橋本市新しい学校づくり推進計画の策定についてお答えします。

本計画は第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針を包含した計画となり、教育委員会では本計画の策定に向けて、教育委員会議や府内検討委員会などで検討・協議を重ねています。

また、並行して、市立小中学校の全教職員を対象とした（仮称）橋本市新しい学校づくり推進計画に係る教職員アンケート調査を実施し、教職員の意見を収集しています。

8月22日から24にかけて開催した「新しい時代の学校を考えるワークショップ」では、新しい学校づくりに関する様々なご意見を頂きました。このワークショップには中学校区ごとに保護者や地域住民など総勢45名の方々に参加いただき、「子どもが未来を創造し、たくましく生きるために必要なこと」をテーマに、どんな経験、どんな力、どんな取組み・環境が子どもに必要かなどについて貴重なご意見を頂きました。このワークショップの結果は本市ホームページで公開しています。

現在、これらを参考にして、子どもにとってよりよい学習環境を構築できるよう、（仮称）橋本市新しい学校づくり推進計画の策定に取り組んでいるところです。

この推進計画の主な内容は、計画策定の目的や計画期間、学校教育でめざす子ども像、重点目標に沿った新しい学校づくりの方向性、重点目標の実現に向けた学校施設機能の整備、中学校区別の学校再編計画、学校跡地の活用方針などの構成で検討しています。

今後は、これらを包括した計画案について、より広く市民の皆さまからのご意見を頂くためのパブリックコメントを実施する予定です。その上で政策決定を行い、市議会へ報告いたします。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君、再質問ありますか。

10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

私はこれまで小中学校適正規模・適正配置の第2期方針については、もう3回の一般質問をさせていただいている。今回の質問はそれに続く形で、これまでの教育委員会の基本方針から橋本市の推進計画に移るまでに押さえておきたいこともあり、一般質問をさせていただきます。

先日の新しい学校づくりワークショップには所用で行けませんでしたが、それも含め、学校再編に関することを何点か再質問させていただきたいと思います。

まず、新しい学校づくりのワークショップで寄せられたという意見の中で、どのような意見を市の推進計画に反映していくと考えていますでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

ワークショップでは、子どもたちが未来を創造し、たくましく生きるために、子どもたちにどんな経験をしてほしいか、子どもたちにどんな力をつけてほしいか、そのためにはどんな取組みや環境が必要かの視点で、参加者から多くのご意見を頂きました。

例えばですが、子どもにどんな力をつけてほしいかという問い合わせに対し、学校や教育委員会が大事にしていますコミュニケーション力、協調性、自主性、チャレンジ精神、自分で調べ考える力、自己肯定感、自分で他者を知る力などの意見がありました。

このほかにも、多様性を受け入れる力、プレゼンテーション力、交渉力との意見も頂きました。交渉力では、説得する側と説得される側に分かれ、その双方を経験することで協力感やコミュニケーション力などもついていくという意見も頂きました。

全5回のワークショップで頂いた意見は多岐にわたりました。次の推進計画には、重点目標に沿った新しい学校づくりの方向性を示したいと考えています。頂いた意見を踏まえ、新しい学校づくりの方向性の具体的な取組みにつなげられるように進めていきます。

以上です。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。参加人数はそれほど多くなかったようですが、未来を創造し、たくましく生きるというテーマに沿った形でたくさんの意見を頂いたということです。

子どもたちにどんな力をつけてほしいか、今、紹介いただきましたが、大人が思うことはたくさんあると思うんです。私とすれば、まず、あいさつや返事ができて、笑顔で元気よく素直に育ってほしい、生まれ育った地域を愛する大人になってほしいと思っていますが、ワークショップで寄せられた子どもたちにつけたい力を参考にされ、計画づくりに生かしていただきたいというのが私の思いです。

次の質問ですが、現在、適正規模・適正配置で学校再編の対象校となっている小学校は小規模な学校となっていますが、その小規模校のよさやメリットを生かした学校教育を継

続するという視点については、今も変わりありませんか。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）昨今的人口減少からくる少子化、そして、教育条件の変化、学校施設の安全対策、地域コミュニティの機能の観点から、適正規模・適正配置を検討してきました。

第2期基本方針では、多様な考え方につれながら、思考力、表現力、問題解決力を育むこと、社会性を身につけるためには一定規模の学校が望ましいとした学校規模の基本的な考え方を示してきたところです。

市内には1学年複数学級の学校、そして単学級の学校、複式学級のある学校があります。それぞれの学校が学校規模や地域性を生かしつつ、学習形態なんかも工夫しながら特色ある学校づくりに努めてくれているところです。

学級集団が大きくても、大きな集団のまま一斉に学ぶというスタイルだけではなくて、小集団をつくって協議して学んだり、GIGA端末を使って個別に学ぶ機会もつくって基礎的な力をつけるなど、学びの形態についてもそれぞれの学校では研究を行い、実践をしているところです。

こういったところを生かしていくということは、議員おただしのとおり、小規模校のよさも生かしていくということに通ずることでもあります。この基本方針に基づいたこれから的新しい学校づくりの中でも、しっかりとこの部分は取り込んでいきつつ、個別最適な学びと協働的な学びを実現していきたいと、そんなふうに考えています。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

小規模校には小規模のよさがあり、これまで説明会でもいろいろ話を聞かせてくれましたが、一定の規模を持たすほうが子どもたち

の学習環境がよくなるという教育委員会のお考えは分かるんですけども、しかし、小規模校にも地域という教育財産がありますので、そこは分かっておいてほしいというのは思います。

そこで次の質問ですが、小規模校とはいえ、4月に1年生が30人から入学した境原小学校についてです。これまで何度か説明を聞いていますので、難しいのは分かっております。境原小学校と城山小学校の再編統合を、適正規模・適正配置、第2期から3期へ計画の時期を後ろへずらすことはできませんか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

境原小学校におきましては、学校敷地の北側と東側が土砂災害特別警戒区域に指定されております。昨今の自然災害の状況を踏まえますと、北側斜面の災害に対する不安は拭い切れず、大地震においても可能な限りリスク回避していくとの観点から、今回の2期方針の学校再編から、やはり境原小学校は外せないというふうに考えています。

再編統合につきましては、体育館東側斜面の対策工事を実施して、現状よりも安全性を確保しながら、再編統合に係る準備期間を確保し進めたいと考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

もうその話はもう何回も聞かせていただいておるんですけども、子どもの数が減ってきてているというのはもう事実ですし、いずれこういったことは仕方ないと私も思っていますけども、当初の方針からまず5年も延ばしていただいたのはよかったですですが、もうちょっと先でもええんちゃうかなというのは思うんですけども、子どもたちの教育環境を考えもらっていることは非常にありがたく思つ

ております。地域の皆さんもみんな子どもたちを大事にしていることは覚えておいてください。

次の質問です。

とはいって、学校再編について賛否両論があることは前提ですが、子どもが入る予定の小学校が学校再編の対象となっているという子ども園の保護者から相談を頂きました。子どもが1年生になり、進級の途中で新しい学校に移ることになるのが分かっているのなら、最初から再編先の学校に入学することはできないかということです。再編先の学校への入学の前倒しというのは認められますでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

再編統合前の統合先の学校の選択につきましては、現在の学校運営に大きな支障が考えられるため原則できることとしていますが、入学後すぐに別の学校に変わるという児童の負担等についても考慮しまして、教育委員会議で慎重に議論をいたしました。

その結果、子どもの送迎や再編前の学校への入学に係る費用等は保護者の負担となります、再編統合の2年前から、新1年生とその兄弟の在校生に限り学校選択ができるよう進めたいと考えております。

これにつきましては、昨年度の2回目の説明会で「再編統合の1年前から統合先の学校を選択できるよう検討します」と説明を行つてきましたが、その後、寄せられた意見やその保護者との懇談も踏まえまして、再検討を行つた次第です。

なお、この再編統合前の学校選択につきましては、この先の学校設置条例の改正を提案し、これが承認された上で手続きとなります。それで可能とする予定でございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。子どもの送迎や入学に係る費用は保護者負担となります、2年前からの入学前倒しは認めていくということで、これについては気にしている保護者も多いと思いますので、条例が改正されたとしたら、すぐにお知らせをしてほしいと思います。

次の質問ですが、学校再編が市で政策決定されたとしたら、その後、動きはどうなるでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

現在の予定では、政策決定を行つた後、議会への報告を行ひまして、学校設置条例の改正の提案を行いたいと考えています。また、設置条例の改正に合わせまして、統合準備会条例の提案も併せて行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

それではちょっと、いつになるかということなんですが、最後の質問ですが、学校廃止の条例改正の時期については、いつの議会で審議するということになりますか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

学校設置条例の改正は、中学校区で再編統合の計画年度が違うため、全ての再編統合を一括で改正するのではなく、中学校区ごとの改正を考えております。また、具体的な改正時期は、統合準備会の設置など再編統合に向けた具体的な準備を開始する前に必要と考えております。再編統合計画年度の2年から3年前を考えております。

なお、現状、教育委員会が令和10年度で再編統合を目標としております隅田小学校、恋

野小学校に係る条例改正につきましては、政策決定後に速やかに議会で審議いただけるように進めたいと考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

学校再編計画について、全ての中学校区を決めますが、廃校に関する条例改正については順番にやっていくということで、賛否はあると思いますが、子どもたちの教育環境をよくしていくということは私も理解していますが、子どもの数が減っていることについてはやっぱり地域の差もあると思っています。

最終は我々議員が条例改正の審議を行うということになるのですが、我々にも責任がありますので、皆さんの意見をお聞きして、慎重に審議していきたいと思っております。

教育委員会や教育委員の皆さんには、説明会や懇談会でほんまに境原にもなんべんも来てもらっていますけど、しんどい対応をされているのを私も十分分かっています。いろいろあるとは分かっているんですけども、私もこれで適正規模・適正配置に関する一般質問はもう4回目となりました。子どもの数が少なくなっていることや学校再編に賛成・反対の意見が分かれることは仕方ないことだと私も思っております。やはり、子どもや保護者、地域住民の気持ちはこれからもしっかり聞いて酌み取ってほしいと思います。

先ほどから市長もいろいろと、教育長もお話ししていましたけど、やっぱり人口減少で、橋本市にいっぱい移住していただきたい。子育て日本一をめざすまちとして掲げている中、やっぱり近くに引っ越してきてもらつたとしたかって、やっぱり子育て世代やったら学校が近くにあるかというのが。

市長がコンパクトシティというのを言葉に

出してはったんで、ああ、そういった計画もあるのかなというのはちょっと思つてしまつたんやけども、それでかなというのもあるんですけど、でも、やっぱり地域の人にしたら、拠点がなくなるということは、学校がなくなるということは、うちもほんなら、これ家かって、ここかって、だんだんだんだん、ほんだらもう若い子が来えへんようになつてしまふやんかと。

やっぱり先ほど言うてたまちづくり、そんなんにもやっぱり関わつてくることなので、教育のことも関係するしまちづくりのことも関係するので、やっぱりお互に我々みんなでそこも、住民の意見もやっぱりいろんな意見を聞かせてもらって、やっぱり今後考えていただきたい。

我々もそういった気持ちというのか皆さんの意見を聞かせてもらう中で決めさせていただきたいと思っておりますので、これからも私は地域の皆さんの意見を尊重させていただきたいと思いますので、そこだけご理解いただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君の一般質問は終わりました。

○議長（田中博晃君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会し、明日9月9日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日はこれにて延会いたします。

（午後4時55分 延会）

地方自治法第123条第3項の規定により、ここに署名する。

議長 田中博晃

4番議員 梅本知江

7番議員 岡弘悟

